

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

市街地活性化特別委員会会議録			
日 時	平成 1 3 年 2 月 2 6 日 (月)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 2 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出 席 委 員	見楚谷委員長、秋山副委員長、大竹・中村・斉藤 (裕) ・古沢・小林・佐々木 (勝) ・武井・高階・岡本・佐野 各委員		
説 明 員	市長、助役、総務・企画・財政・経済・土木・建築都市・港湾各部長、水道局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

○委員長

ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名委員に、斉藤裕敬委員、古沢委員をご指名いたします。

継続審査案件を議題といたします。

この際、理事者より報告の申し出がありますので、これを許します。

「中央通街路事業の整備内容について」、活性化対策室堤主幹。

○（市街地）堤主幹

初めに、中央通街路事業の整備内容及び整備スケジュールと中央通地区土地区画整理審議会委員の改選についてご報告いたします。

初めに、街路の整備内容についてであります。前回の市街地活性化特別委員会で報告いたしましたが、その後、北海道との協議の結果、整備内容の決まったものについて、その内容についてご報告いたします。

まず初めに、冬期間を安全で安心して歩ける歩道の確保の観点から、このたび、歩道8メートルの民地側に幅3メートルのロードヒーティングを全線にわたり設置することとなりました。設置につきましては、北海道が車道側1.5メートルを、小樽市が民地側1.5メートルを整備していくことになりました。

また、小樽市設置分の維持管理費につきましては、小樽市を含めた土地所有者が共同で負担していくことで了解が得られたところであります。

なお、ロードヒーティングの方式につきましては、北海道と小樽市が協議を行い、経済比較の結果、都市ガス方式に決定したところであります。

次に、歩道照明と4カ所のバス停に設置するバスシェルターにつきましては、北海道の方で設置することとなりました。

また、小樽市といたしましては、フットライトの設置、バスシェルターにベンチの設置、歩行者用方向案内サインと街区案内サインの設置を行うとともに、各街区ごとにイベント用の電源コンセントの設置と、植樹へ散水するため散水栓の設置を行ってまいります。

次に、街路整備のスケジュールについてであります。前回は報告させていただきましたが、平成13年度から平成15年度の3カ年間で行われ、平成13年度につきましては、5月より整備工事が市道本通線から市道東通線の区間で開始されることになりました。今後も計画どおり順調に整備が進むものと考えております。

次に、中央通地区土地区画整理審議会委員の改選についてであります。現委員数は、宅地の所有者から選出された8名と学識経験を有する2名の方を市長が任命し、合計10名であります。土地区画整理法及び施行条例で委員の任期が5年となっていることから、平成13年3月27日で任期が満了となります。このことから審議会委員の改選に向け諸手続を進めてきており、現在は立候補の届け出と推薦の届け出の受付を行っているところであります。遅くとも3月中旬までには当選人の報告を行ってまいりたいと考えております。

○委員長

次に、「株式会社アール・アイの収支状況並びにTMOに対する取り組み状況について」、活性化対策室竹田主幹。

○（市街地）竹田主幹

それでは、まず株式会社アール・アイの収支状況についてご報告をいたします。

株式会社アール・アイの平成11年7月から平成12年6月までの第6期の収支状況について報告をいたします。

資料1をご覧くださいと思います。

資料は、シミュレーションの数値を計画数値として記載をし、6期の実績と対比したものであります。

1の比較収支計算書でありますけれども、収入では賃貸料収入、駐車場収入、管理委託料収入等があり、合計で1億3万4,000円となっております。計画数値と比較すると624万6,000円の収入減となっておりますが、これは

権利変換面積の確定により取得をした面積が若干減となったことによる賃貸面積の減や、駐車場の稼働率が低かったことによる駐車場収入の減によります。支出では、6期に取得諸経費 6,231万 9,000円を支出したことや、減価償却費が計画より増加したことから、合計で1億 6,922万 6,000円となり、最終的には当期利益としては7,041万 9,000円の赤字となったところであります。

次に、資金計画についてでありますけれども、資金調達につきましては、減価償却費と当期利益を加えた返済財源がマイナスになったことや、消費税の戻し入れが計画より少なかったことにより、計画より4,437万 4,000円少ない5億 5,743万円となりました。一方、資金運用につきましては、おおむね計画と同様の数値になっております。この結果、次期繰越では計画より3,770万円ほど少ない8,319万 5,000円となりました。

6期の収支状況については以上であります。

次に、TMOに対する取り組み状況についてご報告をいたします。

今年度、小樽商工会議所が取り組んでいるTMO構想について報告をいたします。

小樽商工会議所では、TMO構想を策定するため、今年度、その検討母体として小樽まちづくり研究会を設置し、これまでまちづくり、商店街づくりの議論を重ねております。1月に開催されました第7回研究会ではTMOが取り組む事業について議論され、都通り商店街環境整備事業など幾つかの事業提案がありましたが、より具体的な検討を行うため、まちづくり研究会にワーキンググループが設置され、現在検討作業を行っております。

今後につきましては、3月にはまちづくり研究会としての提言が取りまとめられ、商工会議所に提出されることになっております。商工会議所では、その提言をもとにTMO構想の策定を進め、8月ごろには市にTMO構想の提出を予定をしております。市では、提出を受けたTMO構想と街なか活性化計画との整合性等の審査を行い、検討した上で、できるだけ早い時期に構想の認定を行いたいと考えております。今後とも商工会議所と連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

○委員長

次に、「旧手宮線跡地の用地取得について」、都市環境デザイン課長。

○都市環境デザイン課長

旧手宮線跡地の用地取得についてご報告申し上げます。

初めに、JR北海道との協議経過であります。旧手宮線跡地の用地交渉に当たり、JR北海道に対して、用地を確定していただくこと、占用物件を整理し、建物等で撤去できない物件については占用面積を分筆していただくこと、全線の用地処理は困難であることから、中心市街地の活性化やイベント等で活用している区間に限定すること。さらには、旧手宮線の特殊性を考慮した価格にすること等について申し入れを行い、基本的に理解が得られたことから、JR北海道と価格について協議した結果、一定の合意が得られているところであります。

資料2をご覧ください。

旧手宮線跡地の中でJR北海道から市に用地処理を要請されている延長は約1,800メートルで、面積は約2万4,800平方メートルであり、そのうち、ピンク色で着色しております中央通から市道於古発川通線の延長約540メートル、面積約6,200平方メートルについて、用地を取得してまいりたいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、第1回定例会において用地取得の予算をお願いし、仮契約後、第2回定例会で取得契約の議案を提出してまいりたいと考えております。

また、用地取得予定区間の当面の整備と管理につきましては、現在検討中ではありますが、基本的には地域住民の理解と協力を得ながら、既存の鉄道施設を極力残しながら、オープンスペースとして管理上必要な最小限の整備を行ってまいりたいと考えております。

○委員長

次に、「小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業について」、土木部次長。

○土木部次長

小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業についてご報告申し上げます。

まず最初に、土地区画整理審議会委員の選挙についてご報告申し上げます。

審議会の委員については、法令で5年になってございまして、平成13年2月15日で任期満了となるため、改めて8名の審議会委員を選挙で選出するために、1月30日から10日間、立候補の受付を行った結果、立候補者が7名であり、定数内であったため、2月9日に投票をしない旨の公告を行い、2月19日、当選人の公告通知を行ったところでございます。当選人は、お手元の資料の3にお示ししているとおり、従前までの6法人1個人でございます。

なお、施行者が選任する学識経験者は2名でございますが、引き続き小樽市農業委員会会長の藤田政昭氏と前北海道職業能力開発短期大学校長の大川時夫氏を選任したいと考えてございます。

次に、換地計画の概要についてご報告申し上げます。

資料4をご参照いただきたいと思います。

この換地計画書の概要についてでございますけれども、この資料については、土地区画整理法第87条に定めてございます換地計画を本委員会の説明用に抜粋概要版として作ったものでございまして、この点をご理解いただきたいと思います。

最初に、表紙の次のページ、換地計画の総括表その1というのをご覧いただきたいと思います。

この表は、いわゆる縦覧図書ではございませんが、土地区画整理区域内の宅地全体の従前地の土地と換地処分後の土地について、総括的に整理したものでございます。

内容を簡単にご説明しますと、左の方から、これはただいま申し上げたように宅地の部分でございまして、これを換地を定めたものと換地を定めないものにまず分類をし、その中で、換地を定めたものは法第89条による一般宅地と第95条第1項による特別宅地、いわゆる従前の権利なり位置に特別に配慮するという、こういった項目で換地をしたものにまず分けてございます。それから、定めないものについては、法第90条による金銭清算と第95条第6項による金銭清算、いわゆる清算処理をした土地、これをまず大別してございます。

おのこの換地を定めたものについては、ここに書いているように、従前の土地の面積、権利価格、それから換地処分後の土地の面積、その権利価格が配置されてございます。

清算金については、従前の土地、第90条については573.30平方メートルの権利価格、それから第95条第6項の金銭清算の土地の23.07平方メートル、これの権利価格を投入し、最終的にこれは換地を定めておりませんので、清算金交付という形で金銭処理をしてございます。この清算金の明細が、この部分については右側の欄に交付金という欄の中に書いております。

それから、換地を定めたものの中で清算金については、全体的には1億8,287万650円の徴収に対して交付金1億8,073万4,590円ということで、そのほか供託する金額2万2,742円、これについては後ほどの明細の方に書いてございますけれども、区画整理法第120条で、抵当権設定をする場合に抵当権者に交付金を払う形になってございまして、この部分について供託すべき金額が2万2,742円ということでございます。

それで、括弧の数字は、おのこの徴収と交付が同じ地権者で重なっている部分について相互相殺をした結果、金の動きとしては、ここに書いてございます1億7,458万5,342円の徴収に対して交付が1億7,458万5,342円という、こういう形で整理をさせてもらっているところでございます。

次のページが換地設計ということで、法第87条第1号に換地設計については1,200分の1以上の図面を表示をするということになってございますので、これ自体は相当大きい図面でございますので、こういう形で概略版を作らせていただきました。この図面の中に100番台の数字が書いてございますけれども、これについては予定地番ということで、真ん中にどんとある105というのは築港105番ということで、登記をしようとする予定地番でございます。

それから、左の方に保 101、保 102、保 103というのは、これは保留地で予定地番として作っているもので、これは登記するときに「保」とは付きませんけれども、一応これは保留地の位置だということで、これは 100番からあると思うんですけれども、そういうことで、これは基本的には仮換地とほぼ同じでございますけれども、駅北広場のそばに予定地番 106番がございますけれども、これについては、従前地との照応の関係で新たに換地の割り込み線を入れて、新しく表示をしたところでございます。

それから、その下の方に駅前南広場と表示している左側の方に 111ということで、予定地番 111番については、前回の委員会でも何度かご報告したように、河川敷を小樽市が譲与を受けた段階の仮換地をしないで、一遍に換地処分をするという形で、換地を定めたところの表示でございます。

以下、この下に表示されている地権者の換地面積と位置について、ご参照いただければというふうに思います。

次のページは、各筆換地明細書といいまして、各所有者ごとの換地明細についてでございます。

1 ページから12ページまで、おのおのの所有者別で記載してございまして、一番左に土地の所有者の住所と氏名、次に従前地の土地の地番、地積、その右に換地処分後の土地の予定地番と面積を書いてございます。

例えば1 ページは、大濶さんという地権者の従前地の土地を左に表示しまして、右側に予定地番、これは勝納町 340になりますけれども、宅地が221.59ということで、従前の宅地より25平方メートル程度、減歩で取られたということの表示でございます。おのおのこのような見方をして、ずっとご参照いただきたいと思います。

それで、何筆かの土地が1つの土地に換地をされてございますので、8 ページの例えば小樽市土地開発公社の土地については、臨港線沿いに小さくあった土地を全体的に一緒にして、予定地番 116番に3,808.46という土地を換地をしたということで、左側と右側でうまい具合に対比してございますので、そのようにご参照いただければ大変ありがたいと思います。

次に、12ページ以降に保留地明細という、これは法第87条第4号に保留地の明細を書くこととなってございますので、これは従前地の土地がなかったものが、換地処分後に新しい土地として 101番から 104番までの土地が新たに保留地として定めたものがある、こういうことで記載をしてございます。

それで、地区内全体で発生する清算金の総額については、ただいま申し上げたように1億 7,400万円ということで最終的に試算をしまして、1 定の中で1億 7,700万円程度という概算をお願いをして予算措置をしてもらいますけれども、一応考え方としてはそういう数字でございます。

しかし、各地権者ごとの清算金の内訳については、法人並びに個人資産の内容に当たるため、地権者またはその代理人並びに抵当権設定関係者など当該地に直接的な利害関係を確認できる場合を除いては、その内容を具体的に明らかにすることは差し控えたいというふうに考えてございます。

今後、換地計画については、土地区画整理審議会の意見を聞くことになってございまして、それらの作業を経た後、成案として公衆の縦覧にかけていきたいというふうに考えてございます。

次に、換地処分についてでございますけれども、換地処分については、この換地計画を関係権利者に通知するというので、まず先に換地計画を決めなければなりません。ただいま申し上げたように、換地計画は今後、審議会の意見聴取や公衆縦覧を行うということで、その後、知事の認可を受けることになってございます。

先の特別委員会で縦覧行為を2月中旬ごろ予定するスケジュールでお示ししてございましたけれども、北海道との事前協議や例の若竹内川等の権利の移転の手續に時間を要したことから、縦覧期間が延びてきてございます。完了手續もほぼ目処も立ってきてございますので、何とか縦覧は、3月に入りますけれども、早々に行っていきたいと思っておりますので、そういう形で延びるということと、その結果、換地審議が、3月末に何とか行こうと思っておりますけれども、新年度に入ることになるだろうという見通しでございますので、ご理解いただきたいと思います。

最後に、事業計画の軽微な変更についてご報告申し上げます。

先の委員会で、3月31日まで事業認可の期間となっているのを、延長しなければならない旨のご報告を申し上げ

ましたけれども、道と協議をし、6カ月間の期間延長をするということで認可権者との事前協議を終えてございます。同時に、今年度12年度分の事業資金の確定並びに13年度分の予算を新規計上するということを含めた資金計画の変更を行う関係から、これらの関係手続を軽微な事業計画の変更ということで行っていきたいというふうに考えてございます。

○委員長

これより質疑に入ります。

順序は、共産党、民主党・市民連合、公明党、市民クラブ、自民党の順といたします。

○古沢委員

マイカルの雇用について

まず、マイカルに関連する点でお伺いしたいと思うんですが、先日、道新にマイカルの雇用問題について報道されておりました。特にマイカルの現状は、従来の拡大戦略からリストラへ転換をせざるを得ない、そういうふうにマスコミ等でも報じられているところでもありますけれども、その大きな柱の一つであります大幅な人員削減、これが小樽のマイカルにも大波として押し寄せてきているんだと思うんです。道新の記事を見る限りでは、その大きな特徴は直営店の撤退、テナント化ということだと思うんですが、実は勧奨退職によって従業員が退職に同意されている。200人弱というふうに報道されています。

それで、それに関連しますが、3月10日に退職をするという、もう間もなくですけれども、その限りでは200人弱という報道は正しいんだと思うんです。ところが、2月に既に石原プロ撤退で40名弱。それから、いろいろ調べてみますと、テナント化して再オープンするのが6月以降だといいますが、その直前にももう一山あるように聞いています。トータルすると300名前後という状況かと思いますが、その辺の状況把握についてお知らせいただきたいと思います。

○（経済）藤原主幹

今、委員がお話しされたように、小樽市の方も何度がマイカルの方に、そのようにリストラの動きがあるということでお話を聞いておまして、お話を伺いました結果、やはりマイカルのイストの部分の西部警察の部分につきましては2月10日付で30名前後。それから、3月10日付ではダックビブレの部分が、これがビブレのレストラン直営店の部分が閉鎖するということで40名弱。それからOBCが、これがヒルトンプラザが直営店からテナント化するということで80名弱。それから、マイカルイスト全体があそこから撤退するということで、当初、3月10日の時点では100名前後で、6月の時点ですべて撤退するということで、合わせますと120～30名ということで、西部警察等もマイカルイストでしたので、ここが約180名前後ということで、全体にしますと、やはりおっしゃるとおり300名近くの方が一時退職されるということで伺っております。

○古沢委員

西部警察の分とこの3月の分でおおよそ200名、西部警察を入れますと240名弱ぐらいになります。そのうち、小樽在住者というのはおおよそ80%ぐらいというふうに伺っています。6月にマイカルイストの関連で60～70名程度、その多くはパート従業員だと思うんですが、そうしますと、パート従業員ですから、比率的にも小樽在住者がより高いだろうというふうに思うんです。全体として約300名のうち小樽在住者従業員の割合、どの程度というふうに押さえておりますか。

○（経済）藤原主幹

正式な数はマイカルの方でも押さえていないようなんですけれども、実際に大体8割強が小樽在住ということで伺っております。

○古沢委員

8割強ですから、ざっと見て、少な目に見て240～50名は小樽在住者が、報道では勤奨退職となっていますが、扱いは解雇ですね。

それで、小樽ベイシティがこの2月に、職安の協力を得て従業員に対する説明会を2日間に亘って計4回開催しています。そこへの従業員の参加状況。

それと合わせて、従業員の雇用保険の関係手続、これが今後どういうふうに進んでいくのか。

さらには、解雇される従業員のうち、この雇用保険の手続上、どう言ったらいいんですか、オープンしてからほぼ2年ですから、2年勤務している人は雇用保険の適用されますね。されない人も中には出てくるのではないかなと思うんですが、そういうような適用状況についても承知していれば、お知らせいただきたい。

○（経済）藤原主幹

今お話のありました退職に伴う求職のための事前の説明会等が2月20日、21日、マイカルの会議室の中で、職安が中心になりまして、社会保険事務所、それから市の方、それから北海道、後志支庁の方も参加いたしまして開催されました。合わせまして115名の相談者というか、参加者がありまして、そのうち、ほとんどが市内、大体市内の方が93名ということで81%ぐらいで、あとが札幌ということでお聞きしております。

雇用保険の関係ですけれども、今後、離職につきましては、3月10日の離職がほとんどと聞いておりまして、土曜日に会社の方から離職票が出されまして、職安の方ですべてチェックをいたしまして、3月14日に同じところで離職票の手渡しということで、その日に行くことで段取りをしております。

また、手続につきましては、ほとんどの方が2年ということで、先に行われました相談のときにも1年未満の方というのはほとんどなく、1人1年でぎりぎりかなという方がご相談に見えていた経過はありましたけれども、雇用保険の部分につきましては、一応勤奨退職ということで7日間の待機期間が設けられますけれども、それ以降につきましては、手続いたしましたら、一番早い方で4月の初めには実際には手当が出る形になるということでお聞きしております。

○古沢委員

そうすると、大ざっぱな話になりますが、4月の中ぐらいにはですね。

実は、OBCの責任者が従業員の再雇用対策で2点おっしゃっておられるんですが、1つは、6月以降、テナント化したときの再開後、雇用人数は現在より増えるんだということが1つですね。2つ目は、再就職を希望する従業員については、すべて雇用できるように最大限の努力をするというふうにおっしゃっております。

しかし、おかしいことなんです、直営から撤退して、いわば全店テナントに移行するわけで、人事権は各テナントが持つわけですね。それで、実はこうしたOBCの責任ある人の発言がどのように担保されているのかということが大事なんだと思うんです。その点が1つですね。

それと、現状では、解雇される従業員のうち再就職を希望している人は、きちんと把握されているかどうかということも大事なことなんです。この点についてお知らせいただきたいと思います。

○（経済）藤原主幹

先ほどのテナント化による人事権の問題ですけれども、OBCの方の責任者のお話では、一旦14日のときに離職票の手続をされまして離職された方につきましては、その後、職安の方から手当を受けるような形になって求職活動をされると。

テナントにつきましては、OBCが6月オープンを目処としているということで、早くにでき上がったところから開店していくような状況をとろうということでお聞きしておりまして、早いところにつきましては4月、5月から求人活動がなされるということでお聞きしております。

そして、それにつきましては、再雇用というよりも、その場所で再就職を希望する方、今把握している中では約8割というふうにお聞きしておりますけれども、その方々につきましては、一般公募する前に、出てこられるテナ

ントに対して、OBCがまとめた形で、以前に勤めていた方達に優先的に就職をするという形をとる方向で進んでいるということでお聞きしておりまして、そこである程度吸収されるということでご伺っております。

○古沢委員

最低限そのとおりにいけばよろしいんですけれども、不思議な話ですけれども、首を切った方の会社が新しい会社に責任持って雇えというように言っている話ですね。こんな世間では通用しないような話が、あのマイカルの中では堂々とまかり通るのかなと。ただ、そういう点では、ぜひ市の方もきちんに対応して、再就職を希望する人たちが最低限そういう約束が守られるようにしていただきたいと思うんですね。

マイカルの雇用に関しての質問は以上です。

中央通地区土地区画整理事業について

次は、中央通の区画整理についてお尋ねしたいと思います。

まず最初に、この区画整理事業での対象となる権利者数というんですか、この間の特別委員会でも移転補償関係で棟数、建物の数等は報告されておりましたんですが、建物の数、棟数と権利者数について、当初の計画と現在の状況についてお知らせいただきたいと思います。

○（市街地）乙崎主幹

中央通地区土地区画整理事業の権利者数及び移転対象の棟数についてでありますけれども、当初、権利者の総数については164名と見込んでおりました。このうち、土地のみの所有者が26名いらっしゃいまして、これらを除く138名の方については一応支障物件の移転対象権利者ということで把握しております。その後、権利等の移動等がありまして、現在は148名になる予定になっております。

また、建物の棟数につきましては、当初99棟としておりましたけれども、仮換地の指定に伴いまして2棟が移転不要建物となったため、現在は97棟となっております。

○古沢委員

この報告されている点ですが、念のためにですが、移転補償の契約状況について、現時点での進捗状況についてお知らせください。

○（市街地）乙崎主幹

進捗状況についてでありますけれども、平成12年度末現在における移転補償契約状況では、建物所有者、占有者などの権利者数などでは、先ほど申し上げましたとおり、総数が148件に対しまして現在109件が契約済みとなっておりますので、73.6%の進捗率となっております。

また、建物の棟数で申し上げますと、先ほどの97棟に対しまして80棟が契約済みとなっております。したがって、82.5%の進捗率となっており、現在、都通りから運河側につきましては、おおむねほぼ移転補償が終了しており、順次建物の再建が進んでいるという、そういった状況でございます。

○古沢委員

平成6年度の事業計画を見ますと、減価補償金が25億円ほどになっていますが、用地の先買いの状況ですね、これについてちょっと説明いただきたいのと、事業計画上、25億円に対してどうだったのかということと、それから、この先買いによって減歩率がどのように動いたのか。当初の事業計画では25%、括弧書きの4.89%が現在どういう状況になっているのか。

それともう一つは、これは先買いですから仮換地前のことですが、こうしたことによって転出された方がどの程度あったのかということについて、ちょっと報告いただきたいと思います。

○（市街地）堤主幹

まず、先買いにつきまして説明させていただきます。

中央通土地区画整理事業の先買い理由でございますが、小樽市のこの中央通につきましては中心市街地に位置し

ているということで、この区画整理において、社会資本の整備が充実している区域なものですから、なかなか事業における増進が見込めないという地区でございました。

当然、事業計画策定時には、地先の皆さんから道路用地として、公共用地としていただく土地が、パーセンテージでいいますと25.3%という大きな減歩率でございまして、逆に減価が発生してしまうという状況でございます。そういうことで、この減価を解消するために、地権者の中から土地を売っていただける方、協力をしていただける方ということで、それらの方を募りまして減価補償金相当額による土地の買収を行ったということで、状況につきましては、平成7年から平成9年の3カ年で用地の買収を行いまして、総トータル5,327.84平米ほどの土地を先買いをさせていただきました。

それで、まず事業計画時、25億円ほどの減価補償金における計画がございましたが、ご存じのとおり、バブル崩壊ということの中で地価が下落してございましたものですから、実際には18億7,000万円ほどの金額で完了してございます。

それと、減歩率の変化の関係でございますが、先ほど委員ご指摘のとおり、全体的には25.3%、それが4.89ぐらいになるという計画でございましたが、このように皆様の協力を得るということで、当初よりも多目に先買いができたということで、今現在の時点では4.47%に減歩率が緩和されたところでございます。

○（市街地）乙崎主幹

先買いに伴いまして地区外に転出された方なんですけれども、平成7年から平成9年度まで先買いを実施したところなんですけれども、建物所有者等で申し上げますと26棟、それとあと占有者で申し上げますと6件の方がいわゆる地区外に転出されたと、そういった状況になっております。

○古沢委員

では、その後ですが、仮換地の指定が行われるわけですね。換地計画に基づいて仮換地の指定が行われるわけですが、この仮換地の指定後という表現がいいのかな。先ほどの26棟、6件以外ですが、仮換地の指定に伴って、この中央通地区で再建を断念せざるを得ない、転出せざるを得ないという方がどの程度出ていますか。

○（市街地）堤主幹

仮換地の指定でございますけれども、委員ご指摘のとおり、平成11年1月31日に仮換地の指定を行いました。当然これは仮換地の指定でございますので、すべての地権者と協議をさせてもらってございます。それで、我々としてはいろいろな換地案を出す中でいろいろやりとりしたんですが、最終的に皆様、すべての地権者から了解をいただいて仮換地の指定を終えたということになってございまして、今、委員のご指摘のその時点で、指定後、地区外へ出るといった部分については、換地の以後はございませんでした。換地案として指定前ではございません。

○市街地活性化対策室長

ちょっと補足いたします。

指定後において、この地区から外れて再建をされた方は3名ございます。その3名の方は、2名の方が借地をされていた方でございます。もうひと方は、土地区画整理区域の隣接地に自分の所有地があって、そちらの方で事業展開を大きくするというので地区外に出られたということでございます。

○古沢委員

例えば、2人が借地をされていた方。転出の理由にはいろいろあると思うんですけれども、例えば仮換地によって換地が利用状況を大幅に制限されてしまうだとか、それから、予定される減歩、これによって、ただでさえ狭い土地面積がより狭くなってしまって、そういう状況では再建など難しいとか、増し換地でどうこうという場合も逆に言えば出てきたりすると思うんですが、それらに出ているような理由で転出せざるを得なくなったというケースは発生していないんですね。

○（市街地）堤主幹

今、諸条件を委員の方からありましたけれども、そういった部分での転出についてはございませんでした。

○古沢委員

実は、7ブロックと10ブロックで共同化再建が頓挫をしているわけですが、これに伴って平成11年のあれは何月でしたかね、指定変更したのは、仮換地の指定変更をされています。この仮換地の指定変更がこの7ブロック、10ブロックの共同化を目指したブロック以外に影響を及ぼしたのかな、どうなのかなという疑問がちょっと出たんですが、そういうことはなかったのでしょうか。

○（市街地）堤主幹

仮換地の指定変更は、平成11年11月5日に変更を行いましたけれども、この変更に伴って他街区への影響についてはございませんでした。

○古沢委員

別の件で伺いますが、昨年11月だったと思いますが、この委員会で夜間人口のことについて触れておられます。73戸増える見込みだというふうに報告がされていたと思うんですが、これらの住宅系の増進といいますか、これは当初から計画されていたことなのかどうか。計画されていたことであれば、当初の計画と進行状況はどういう状況になっているのか。

○（市街地）竹田主幹

中央通の住宅系の整備ということで、計画当初から予定をしていたのかという部分でございすけれども、区画整理事業の中で、再建については民間が自主的に行うという形の中では、計画当初の中でこれだけの住宅を建てるという形での計画はございませんでした。

ただ、平成9年に策定をいたしました基本的な考え方の中でも、中央通の夜間人口の増加という中では、何とか土地の高度利用も含めて民間の方々に住宅系をとという考え方は持っておりましたので、交渉のいろいろな過程の中では、地権者の方々とも土地の高度利用の観点で、単に今までどおりの住宅を建てると、そういうことではなくて、もう少し土地の高度利用という中では住宅系の整備ということもお願いといいたししょうか、そういう考え方をもってはどうかということとは進めてきたという経過はございます。結果として、現在73戸ほどの住宅の増加ということになったというふうに考えてございます。

○古沢委員

4ブロックの公共公益施設の関係です。

1から4ブロックにかかわる街路事業は、平成13年度に完成する予定です。この公共公益施設について、これも当委員会で報告されていることですが、2つ検討方向が示されておりまして、1つは、市民の利便性向上が図られる用途、もう一つは、駐車場もその一つだというふうにおっしゃっているわけですが、この検討が現在どのように進んでいるのかということと、それから、街路事業が平成13年度に完成するのであれば、今から13年度、来年度の話ですから、とんでもない話かもしれないんですが、なぜ街路事業の完成時期と合わせてこの施設建設計画を進行できなかったのか。これについてちょっと聞かせていただきたいと思います。

○（市街地）乙崎主幹

市民センター横の4ブロックの公共公益施設についてでありますけれども、委員ご指摘のとおり、街路事業に合わせてやるべきではないかということなんですけれども、私どもといたしましてもそういった努力をしてまいりました。そういった中で、現在、利便性のある、集客性の図れる施設について、関係部といろいろ協議をすることで、現在も検討を続けているという、そういった状況でありますので、もう少し時間をいただきたいというふうに考えております。

それと、先ほど駐車場もそういった施設、利便性のある施設というご指摘、ご答弁があったということなんですけれども、施設利用者を対象とする駐車場については考えておりましたけれども、単独の駐車場としては現在のと

ころ検討はしていないという、そういった状況にはございます。

○古沢委員

駐車場の問題では、一方で中心部での規模の大きい駐車場の問題が議論されてきている。これも委員会の中ではいろいろ議論されているんですが、現在の進みぐあい、これについて報告いただきたいと思います。

○（市街地）竹田主幹

中心部の大規模な駐車場の件でございますけれども、今までも委員会等々でお伝えをしていた部分でございますけれども、中心部の5つの商店街といいたしましょうか、都通り商店街、サンポート商店街、サンビルプラザ商店街、第一ビル商店街、さらに長崎屋小樽店というところから、11年12月にですが、自ら大規模な自走式の駐車場を何とか造りたいんだということで、行政的ないろいろな支援をお願いしたいということで要望書といいたしましょうか、そういったものが出されてまいりました。基本的には民間サイドの事業ということで、我々もできる限りの支援をしていこうということで、オブザーバー的な参加をしてまいったというところでございます。

その5つの商店街では大規模駐車場建設検討委員会と、そういうプロジェクトチームを立ち上げまして、これまで何回か、11回ほどいろいろな議論を重ねてきております。その中では、シミュレーションの作成であるとか、あるいは地域の方々との懇談会の開催、あるいは商店街等々の意見交換といいたしましょうか、そういったものも今現在進めているところであります。

いろいろな商店街等々のご意見を伺うと、総論といいたしましょうか、大規模な駐車場が必要だという部分では反対はない。もちろんそういうことで進んでいるわけですが、非常に資金負担が発生するという部分では、各論といいたしましょうか、そういった部分ではなかなか現在のところ、意見の統一というところまでは進んでいないというのが現状でございます。

現在もそれぞれ単会といいたしましょうか、商店街ごとに検討を重ねる、あるいは今言ったようなプロジェクトチームである建設検討委員会等々でも、これからも意見交換をしていこうということで、すぐ来年、再来年という形にはならないのかもしれませんが、少し時間を置きながら、商店街単位で、あるいは検討委員会単位で検討を重ねていくというところで、今進めているところでございます。

○古沢委員

ただ、平成15年度の中央通全体の完成と時期を合わせて駐車場の整備が必要なんだというふうに委員会の中ではお答えいただいているのと、叩き台も作成されているというご報告もいただいているわけで、しからば、叩き台の中身、内容はどのようなものなんですかね。

○（市街地）竹田主幹

叩き台と申しますのは、先ほど言いましたシミュレーションを作成をいたしまして、どういう手法でやった場合にどのぐらいのお金がかかるのかということがまず1つ。それから、こういった施設を取り入れたらいいかということ。それから、いろいろな補助金等もこれには導入できるだろう。そういったようなトータルの収支計画を、粗々ですけれども、まず作ったということです。それに対して、地権者の方々の数も大体把握できますので、概ねどのぐらいの負担になるだろうか。そういう部分では、シミュレーション等の作成という意味での叩き台は作っております。

ただ、中央通の事業との関連の部分ございましたけれども、今考えている地域といいたしましょうか、想定をしている地域というのは、中央通事業の区域とは若干異なる部分でございます。中央通の事業が15年という完成を一つ制限を加えられる部分ではございません。そういった部分では独立した事業といいたしましょうか、そういったものとして考えてございます。

○古沢委員

中央通の関係で事業費の関係をちょっと伺っておきたいと思いますが、全体の事業費は当初 113億 5,000万円で

すね。先ほどの減価補償費による先買いの分で25億円が18億円に減になっている、下回ったということも一つの理由になっていると思いますが、現状で全体の事業費の見込み。当然減少していると思うんですが、その内訳、これをちょっと報告願います。

○（市街地）堤主幹

今、委員ご指摘のとおり、当初 113億 5,000万円ということで事業が開始されたわけですが、地価が下落するという傾向にずっと続いてきてございまして、先ほどお話ししたとおり、用地費の減価補償の部分が約7億円ほど減になっている。それとまた、移転補償費の単価の関係もちょっと変更になりまして、そのあたりもちょっと減になっているということで、今の段階のおおよそでいきますと約 100億円前後ぐらいという事業費になってございます。

○古沢委員

それでは、街路事業費の方ですけれども、これも当初は16億円ですが、委員会の報告では、これ前回だったかな、12億円になったという報告を受けているんですが、この点と、それと先ほどの報告に一部ありました、市の負担する施設関係について、その点について、あれは報告のされた限りですね、今のところはっきりしているの。

そうしたら、この12億円の問題についてちょっとお知らせください。

○（市街地）堤主幹

12億円の関係でございしますが、当初、今お話ししたとおり16億円ということでスタートさせてもらいましたが、実は北海道がこの街路事業を行うに当たり、街路事業なものですから事業認可を取らなければならないということで、これは平成11年3月5日に実は事業認可を取得してございます。

取得に当たっては、当然事業の実施に伴う実施設計を行ったということで、そこで事業費を算出したということで、今現在12億円で工事ができるということで、北海道の方で出した事業費でございまして、今12億円で動いているということでございます。

○古沢委員

中央通の関係でもう1点だけ、ちょっと要望というのかな。

前回の委員会でも、イメージ図というのが示されました。とってもイメージがわからないんです。実際、中央通を歩いてみましたけれども、イメージ図とはおおよそ懸け離れているんですね。にもかかわらず、どう言ったらいいんでしょうか、高度利用が進むかのようなイメージ図がずっと提供されてくるわけですが、これは現状に近いような、本当にイメージが湧いてくるような、そういう全体イメージ図というのを作成される予定はないんですか。

○市街地活性化対策室長

中央通のイメージ的なものというのは、3度ほど作られています。直近のものは、平成10年に景観から見るイメージ図というのを作ってございます。それらはどういった用途で作ったかという、地元の方の、個々であるのか共同かは別にして、再建のときに要は方向性を示すといったことで描いたものでございます。

そういったことで、先ほどもご答弁しましたが、夜間人口の増ということで住居系を増やしてもらうとか、それから、この区域は特別景観地区になっていて、それに対する支援をしているといったときに、ある程度イメージを構築しながら外観、要するにファサードを考えていただいて、協力いただいて支援をするといったような形でイメージ図が作られてございます。

そういった意味では、現実と違うということでは、ご指摘のとおりでございますけれども、作られた意図に沿った使い道は十分果たせたと思ってございます。これは完成に近い状況ですので、イメージ図をさらに構築することには相ならないかなというふうに考えます。

○古沢委員

前回いただいた資料、これなんですよ。もう既に1から4ブロック辺りは再建が進んでいますから、実際はこん

なふうにはなっていないわけですね。我々は議論していますから、景観を、そういう具合に承知していますから分かるんですが、これを例えば一般市民の方が見たら、とってイメージとはほど遠い実態に驚いてしまうのではないかなと思うんですね。これはいいです。

旧手宮線跡地の活用について

手宮線跡地の問題ですが、市民アンケートを行っておりますけれども、オープンスペースが48%、約半分近くですね。輸送系が23%、併用が19%という状況になっているんですが、これはこれとして、市民の皆さんの期待感の具体的な現われがこの数字だと思うんです。

そこで、ちょっとお尋ねしておきたいのは、輸送系も睨みながら整備を進めていきたいということで報告されておりますが、そうしますと、市の単独事業として整備するしかないのではないかなと思うんですね。補助事業、補助制度を適用するためには、道路認定や公園としての位置付けなどがなければ受けられないと思いますから、今報告された方向でいえば、補助制度の適用を受けない、市の単独事業で整備を進めていくということになるのかということをお聞きください。

○都市環境デザイン課長

今、委員の方からお話がありましたとおり、平成10年度の市民アンケートの中ではそのような数字になってございます。

旧手宮線の跡地の活用については、長い間、民間を含めた活用会議、打ち合わせ会議等を重ねてきたわけですが、なかなか一案に絞り切っていないという現状で、そういう中で、ＪＲ側とのいろいろな打ち合わせの状況もございまして、今回、ＪＲとの話し合いがついて、用地を取得していく方向に向かっている。

そういう中では、なかなか補助事業という、パチッとコンクリートされた形での整備というのは難しいということもございまして、やはり単独といいますか、どちらかというと緩やかな縛りの中でこの事業を進めていかざるを得ないということで、起債事業で進めていきたいと考えております。

○古沢委員

この手宮線跡地の取得の問題でいろいろ議論されている経緯がありますが、取得の方法として選択肢は幾つかあるんだというふうに言われてきました。その1つは無償による借用、それから賃貸契約、こういったものも選択肢としてはあるんだよというふうに報告されてきていますが、どうやら先ほどの報告から見れば、この選択肢は既に消えてしまった印象、そういう感じがするんですが、こういう方法はもう既に選択肢としてはないんですか。

○都市環境デザイン課長

いろいろな委員会の中で、用地の処理の方法についてはいろいろな選択肢があるということで我々の方からもお答えしております。今回のＪＲとの交渉の中でも、議会等の中でこういう議論があるんだということでＪＲにもお話を申し上げております。

無償の件でございますけれども、ＪＲとしても、昭和60年に営業を廃止して以来、15年間に亘って管理をしてきているとか、昭和62年には分割・民営化という中で固定資産税等もかけられているという。そのような中では、なかなか無償ということでは難しいというお話をしております。

また、借地でございますけれども、借地についても、ある期間、売買するまでの間とか、そういう限定する中で借地ということは考えられるだろうけれども、永久に亘って借地というのはなかなか難しい。そんなような話の中で売買という方向になった。

今回の交渉は、あくまでも区域を限定した、540メートルに限ってお話を進めてきております。当初、全線を一度でというお話もございましたけれども、そういうことにはなかなか市の状況でいかないということで、限定していただく。売買するに当たっても、価格については市民合意の得られるというか、手宮線の特殊性を十分考慮に入れた価格にさせていただくということを強く申し入れをいたしまして、その件についてはＪＲの一定の理解が得られ

たというふうに考えております。

○古沢委員

実は、一昨年の6月の委員会の会議録をちょっと読み直してみたんですが、そこで建築都市部長が輸送系については現時点で実現性は高くないというふうに答えておるんですね。その前後していろいろ議論はあるんですが、輸送系をあきらめると今、僕は言うつもりはないんですけども、税金をつぎ込んで整備をこれからいよいよ具体的に始めていくわけですが、どうも方向性が定まらない。二兎を追って、結果として税金の無駄遣いになってしまうようなことがあってはいけないなという感じがするんですね。

本当に輸送系について、一昨年6月の委員会で実現性は高くないんだというふうに答弁されておられるんですが、この点についてはどうなんですか。

○建築都市部長

一昨年、平成11年度ということですか。

○古沢委員

そうです。11年6月。

○建築都市部長

その時点での建築都市部長の発言、考え方といいますが、実際に今現在の考えている状況ですと、軌道系というのは、その事業主体といいますが、そういうものもあるわけですから、採算面とか云々ということを考えれば、なかなか厳しいということで当時お答えしたんだと思うんです。現在もそれは、私自身としてもなかなか厳しいというふうな捉え方はしております。ですから、11年度と同じことだと、現在も同じ考えでいます。

しかしながら、民間といいますが、民間の中で軌道系についていろいろと現在でも考えて検討しているところもありますので、そこら辺を見極めて、手宮線を全体的にどうするかということは考えていかなきゃならないだろうと、こういうふうに思っています。

○古沢委員

今言いましたように、結局は本格的な整備をするまでの期間というのが無駄遣いであったよというふうに言われないような、そういう意味では行政としてのきちんとした方向づけというのは必要なんだと思うんです。これは今日報告いただいたことに限って言っても、それではその方向性をいつ定めるのかということが定かでないですね。とりあえず540メートル用地取得をした。輸送系もにらみながら、差し当たっての整備をする。その先もまた、残りは一括か分割かは別として取得をしていくという計画そのものは消えていないわけですから。そうすると、その時点でまた、そういう方向性が定まらないまま行ってしまうということが引き続き起きてはならないというふうに思うんですね。ですから、市民コンセンサスもとりながら、きちんとした行政としての方向づけを確立すべきではないか。そのことが事業に対する税金の無駄遣い、無駄な投入を避けるということになるんだと。その点をお願いしておいて、私の質問は終わりたいと思います。

○委員長

よろしいですか。部長の方から何かありますか。

○建築都市部長

実際、手宮線については、もう相当数の年数もたっているということは現実にあります。しかしながら、JRとの交渉等々をして、今回は540メートルをとりあえず市が取得するということは第一歩ということで、いつまでもただらと手宮線をどうするかということにはなりませんので、かといって、では13年度に決着しますとかということはちょっと申し上げられませんが、市民団体等々のいろいろな意見を聞きながら、方向性は詰めていきたいというふうに思っています。

○高階委員

マイカルについて

主に築港の関係で私はお尋ねしますが、市長が途中から中座されるということを聞いておりますので、質問の順序を変えて先に市長の方にお尋ねしたい、こう思います。

先ほど古沢委員の方からも話がありましたけれども、マイカルの関係の雇用の問題に限ってありましたが、大変厳しい状況にあるんだ、こういうのが現状でございます。

この事業を進めたときに、小樽の人口は5,000人増えるだとか、雇用は3,000人だとか、あるいは住宅はというところの開発フレームというのがありまして、これが小樽の活性化の起爆剤だと、前の市長が盛んにそれを言われましたし、山田市長もそれを受け継いで一時期そういう答弁もされておりましたが、マイカルそれ自身が経営者がどんどん替わって行って、大変な借金を抱えて、全国にある店も40とか50もう閉鎖しなければならない、こういう状況が重なっているわけですし、特に人口でいいますと、12年度に国調がありましたね。約6,000人ぐらい5年間で減っているんです。その前の5年間どうだったかという、やはり6,000人ぐらい減っている。だから、マイカルがオープンしても、こと人口に関しては何も効果ない。むしろ最近の5年の方が多いんです、減り方が。

こういうことなどを考えてみますと、これからマイカルにどんどんお金をつぎ込むということはないんでしょうけれども、これと小樽市が心中することになるのではないかなということが非常に心配なんです、マイカルの今のような動きなどを見通されて、市政の上ではっきりこれからの在り方というのを、ただもう手懸けてきたんだから仕方ないんだと、終わるまでやっていなければならないんだということになるのか。マイカルに前の約束はどうなっているんだと、それをきちっと言って、態度を改めるだけで事済むのかどうか私は分かりません。今の経済情勢からいったら、あるいはマイカルだって引き揚げるということになるのかなと思うんです。そんなようなところを市長はどういうふうに見通されておりますか。それを先に伺います。

○市長

日本の経済状況といいますが、消費不況といいますが、これは小樽ばかりじゃなくて、全国的に今、大型店が大変苦勞しているといいますが、非常に苦しんでいる。こういう状況の中で、マイカルもそういう状況を迎えているんだろうというふうに思います。

確かに今お話しのように、小樽が抱えるいろいろな問題の一つの解決のためにマイカルというものを期待したわけでございますけれども、そんなような状況もございますし、また一方で、人口の減少の問題を見ましても、昨年は特に不況の影響があるのでしょうか、社会減がここなかったような1,000人台と、こんな状況にもなってまいりましたので、多分相当な倒産、リストラといいますが、こういったものの影響が人口面にも出てきているんじゃないかと、こんなふうな気持ちであります。

ただ、では、このままマイカルが撤退すればどうのこうのという話にはなかなかかなりづらい。したがって、ぜひ新たなテナントの中でそういった購買の増といいますが、そんなものを我々としては期待しておりますし、特に雇用の問題につきましては、先ほど主幹の方からお話したように、ぜひ新しいテナントの中で再雇用について極力私の方もお願いをしていきたいと、こう思っています。

さらに、定住人口の関係でいきますと、住宅系もまだ全部完成しておりませんので、この部分については引き続きマイカル、OBCの方に要請をしてみたいと思っております。

○高階委員

ちょっと今までとニュアンスの違う言葉のようにも聞こえますけれども、何かやはりもうちょっと尾を引いているなど、こういう感じがいたします。

かつては、小樽の人口が増える、増えた時にどう対応するのかと。何か無下に経済成長するようなことを当てにしているいろいろなことを進めてきたわけですが、今、日本中どこの自治体においても、そういうことが当てに

できるようなところは恐らく限られてくるか、ないのかもしれませんが。ですから、そういうことを目指したこれからの街の在り方ということよりも、「サステイナブル」という言葉を学者がよく言うんですが、維持可能なというか、15万の人が小樽に住んでいるわけですから、こういう人がともかく小樽にいれば安心して自分の生涯を終えるんだというような、そういう街に、成熟型の都市なんていうことを言う人もいますけれども、そういうことに方向を変えていかないとならないなと、こう思うんです。かえってそのことが喜ばれるのではないかと。

「21世紀プラン」は、10年後は16万にするというんですけれども、流れとしては逆だろうと思います。だから、むしろこれからの行政の進め方というのは、そんなところに視点を移して、今現在暮らしている市民が安心して暮らせるという方向に変えるべきでないのかなということを指摘しておきたいと思います。

マイカルの動きは、これからどういうふうになるか分かりませんが、場合によってはそういう動きにされて、市が適切な対応も求められるのではないのかな、こう思いますので、この点も指摘をしておきたいと思います。

市長、私の市長への質問はこれで終わりますから、時間になりましたら中座してください。

小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業について

それでは、築港の関係で先に戻ります。

土地区画整理法の第89条ですが、この事業の従前と従後については、いろいろ具体的な項目を挙げておりまして、照応しなければならないということがやかましく入っておりますね。第89条では、換地を定める場合とあって、その地積だとか地質とか水利とか利用状況、環境、こういうものが前後で照応しなければならない、こういうことがここに書かれているんですが、これは今さらこんなこと言って恐縮ですけども、どういう意味ですか。

○土木部次長

この第89条の考え方は、従前、自分の権利の持っている土地を区画整理によって換地を定める場合に、例えば日当たりのいいような土地をとんでもない日陰に持っていくとか、単純に言いますと、道路に面した土地が袋小路というか、奥まったところにするとか、そういう従前の土地の持っていたいろいろなポテンシャルといいますか、そういった要素をきちっと加味した形で換地を定めなさいというのが大原則ですよという原則を謳っている。必ずしもそうなりませんから、設計の段階で。それをいろいろ補うのに、いわば仕組みを作っているという原則的な考え方だと思います。

○高階委員

従前と従後が、抽象的に言いますけれども、いろいろなことを含めた価値が全く一致するということは、現実問題として、測ることができないと思うんですね。けれども、恐らくこの法で言っているのは、そういうことが一応前提にしてあるんだということを考えて、いろいろの換地などをやるわけですね。意味はわかりました。

それから、さらに、先ほどの次長の説明にもありましたけれども、今度3月、ずれ込んでいるようですけども、縦覧をします。換地計画の縦覧と、こういうふうになっております。またちょっと基本的なことを今ごろ聞いて恐縮ですが、縦覧というのはどうしてやるんですか。

○土木部次長

換地を定める場合といいますか、換地計画を定める場合は縦覧をなささいということになっているんですけども、この換地計画というのは何かというと、いわゆる知事認可を受けて事業が行われていくわけで、知事認可を受けた内容が最終的にどのようなになったかということで換地計画を定めると。換地計画を定めたら、認可を取りなさいと。その認可を取る前段に、いわゆる利害関係者から意見をというか、そういった場を持たせるために2週間の縦覧をする機会を与える、こういうことでございます。

○高階委員

清算金のことについても説明ありましたが、ある者からは清算金をいただきますよと、ある地権者は逆にもらいますよと。これ清算金ですね、先ほど徴収と交付という話。これは、なぜこういうことをするんですか。

○土木部次長

ただいま申し上げましたように、区画整理の第89条では換地を定めるということで照応の原則という、位置、地積等々、いろいろなものに照応しなさいよとなるわけですがけれども、例えばで恐縮ですがけれども、100坪の土地を持っていた人が、換地設計上どうしても、設計をしている段階で道路ですとかいろいろなものを入れたときに、換地の位置はいいんだけれども、面積がどうしても、本来の適正減歩であれば90坪で10坪減らせばいいんですがけれども、地権者全体のバランスからいって、どうしても85坪にしかならないと。そうすると、5坪足りないわけですね。適正に与えられるべき土地の面積が5坪不足をしますと。

けれども、今度はBさんの方は、たまたまうまく具合にやっていったら、5坪どうしても多くいかないと半端ものの5坪が宙に浮いちゃうという、こういう現象が起きる場合がままあります。ですから、そういった場合には、5坪多い人については、その人から土地の代金をいただいて、少ない人に対してお金で払うという、これが一般的にいう清算処理ということでございます。

○高階委員

今いろいろお尋ねして、既にお話があったんですがけれども、整理前と整理後というのは全く、きっちり一致することはないものですから、面積のことも含めて。ですから、何とかその前後の関係では、前と後とではきちんとしたバランスをとろうと、こういうことからの今のような手法だと思います。第89条は照応の原則というのは、そういうことを謳っているわけでありですね。

そこで、縦覧なんです、私たちこの縦覧図書というのを、縦覧だから見れると思いますが、それはいかがですか。

○土木部次長

縦覧図書自体は、公衆の縦覧ということですから、縦覧はできます。

○高階委員

我々、直接利害関係者ではないですが、そういうものが縦覧されておりますので、公衆ですね、私たちはその中の一人ですが、見ることはできる。それは相当専門的な知識がないと、そこに書いていることが分からないのかと思うんですが、こうして皆さんにこういうふうに換地計画はなっていますよというふうに見せるというのは、その事業そのものが、あるいは換地計画そのものが、先ほどから何回も出ておる、どなたが見ても公平に公正に適切に行われていますよということを見てもらうという趣旨もあるのではないかなと思うんですが、それはいかがですか。

○土木部次長

いわゆる換地計画自体の縦覧というのは、私どもとすれば、排除するというつもりで言っているわけじゃないんですが、一般的な事業認可を受ける縦覧ですとか事業計画の変更の縦覧とかという、道の認可権者まで最終的な意見書が届いて、それが都市計画法に基づいて変えていくというような、都市計画事業ということで、そういった手続をしていくという形の縦覧と多少性格が違うのかなという気はしています。

なぜかという、この今回の公衆縦覧2週間の部分については、いわゆる意見書の処理自体が北海道の都市計画審議会に委ねられるのではなくて、冒頭に3号の資料でもご説明した土地区画整理審議会にその意見が付議されることになっています。ですから、そういう意味ではごく、何というんですか、ここで謳っている精神は、細かくは書いていませんけれども、いわゆる何百人もいる地権者さんを例えば想定をして、それで自分の換地の位置に不満があるとか、それから減歩に不満があるとかという、最終的な着陸をする、いわゆる決着をする時点で、自分の位置が不満であるんだということを申し上げるといって、申し述べる、そういった場が中心的部分だろうというふうには認識はしています。

したがって、先ほど来ちょっと申し上げたように、一般縦覧の形で来られたときに、その方に幾ら金が行く

のか、幾らもらうのかという、こういった内容は、逆に言うと私どもとしては情報公開という一つの仕切りの中でこの内容については仕切らせてもらいまして、それ以外の該当のない部分については、やはりその内容についてはご遠慮いただく部分も当然考えられますので、その点についてはご理解いただきたいというふうに思っております。

○高階委員

先に答えが出てしまいましたけど、私たちはそういう事業であれば、きちんと行われているのであれば、いろいろな資料を公にしても差し支えないのではないのかなと。例えば、地権者別に清算金がどうなっているのかと。これだけもらっているなら、この人は面積は小さいけれども、こういう点で補償されているんだとか、前と後ろではそういう公正な扱いを受けているんだなというようなことは分かるわけなので、こうした点についても、地権者別に清算金の内訳を資料として縦覧の図書の中に明らかにする。

何か、できない、個人の財産だなんてよく言うんですけども、区画整理の法律では、そうしてはいけないという何か決まりでも謳っているんですか。

○土木部次長

縦覧というのを換地計画に定めることは、先ほど来ずっとお話したように、第97条の1号、2号、3号、4号という項目がありますので、そういった様式に基づいた内容の換地計画にはなっておりますから、それは換地計画は2週間の縦覧というふうにしかありませんので、私どもとしては、いわゆる逆に言うと、法律で誰に見せて、誰に見せるなということは書いていません。ただ、いわゆるいろいろな解説ですとか、それから他、東京の事例なり何なりもずっと研修に行ったりして調べてきているんですけども、基本的には縦覧期間内において利害関係者の提出というのを受けると、こういうことを基本に考えているというのが大体の考え方でございます。

したがって、いわゆる私どもも11の地権者の方々には個別に、このような設計でこのような結果、これだけのお金が徴収になるとか交付になるとかというご説明は既に終わっていますけれども、概ねの数字を示しまして。ですから、そういう意味では、地権者でない方が、私、地権者自体が理解をしている金額を少ないとか多いとかというこの意見書をいただいても、基本的にその地権者が逆に言うと面喰う部分もあるのかなというようなことも私どもとしては、事務レベルではいろいろ考えていまして、東京都の方の事例なり何なりも調べた結果、基本的にはこういった個人資産なり法人資産の部分については、やはり先ほど言ったような情報公開の精神というものも基本とした部分で考えるべきではないか、こんなようなことで解釈をしたものでございます。

○高階委員

そういう話と関連するわけですけども、清算金の地権者別の額、内訳とでもいいですが、そういうものと合わせて、換地計画の基本になっていると思いますが、土地評価の指数だとか評価額というようなものも、これは換地計画の言うなれば裏付けになっている資料ですから、こういうものも明らかにすべきだというふうに思います。

よく「縦横の手法」という言い方をしますけれども、その個人については、あるいは権利者については、従前、整理前どうだったのか。この事業を過ぎた後、どうだったのか。それがちゃんと照応しているのかということと、それから、地権者もいろいろありますので、その地権者間でそういうことが公正あるいは公平というんですか、直接なされているのか、こういう照応ということも必要になるわけなので、今、法的にそれらのデータを縦覧で出せというふうには謳われていないと。出すなというふうにも謳われていないわけですから、この辺は強く要求しておきます。明らかにせいと、あるいは公開せいと。

それから、次長は今、情報公開という手があるのではないのかと、こういうふうに言われましたけれども、その手だてをとれば、その辺のものは全部明らかにしていただけるんですか。

○土木部次長

私申し上げたのは、判断として情報公開というものも私どもは加味をして判断したと。ですから、これから換地計画を策定するに当たって、ただいま委員おっしゃったように、事務的に作っているいろいろなものがございます。

これは、ここ何年か前から開示請求というものもされ、私どもとしては一定のその時点での判断もさせてもらって、開示請求者に対してのご返事もさせてもらっています。

ですから、このいわゆる換地計画の縦覧時にどうなるのか、それから、最終的に換地処分の段階以降にそれをどう処理するのか、こういったいろいろ請求者に対して私どもがどう対応できるかについては、その時々状況といいますが、その事務を最終的に処理をしている過程のものなのか終わったものなのかというものも含めて一定の書類の性格というものを判断をして、その都度判断はしてまいりたいというふうに思っています。

○高階委員

情報公開、情報の開示という手続をとって、その中身を知ろうとしても、どうも今のお話ですと、いろいろ状況の変化があるようで、そのものがずばり出てくるかどうか。あるいは、出てきたら、肝心の知りたいところが全部消されているなんていったら、これは意味がないわけで、ですから、いろいろな手だてがあると思いますけれども、一番先に縦覧に必要なものとして明らかにするというのが一番手っとり早いですが、情報公開を求めるということにならなければだめだとなれば、そういう手だてもあるかと思えます。

恐らくこんなあたりがあれでないですか、今、係争中の裁判でも問題になっているところだろうと思うんですよ。これは裁判所の方から市に対して、その辺のところの資料を出せと、こういうことになった場合には、それはどういうふうに対応されますか。

○土木部次長

裁判所の方に対する対応も、これからどのような形で開示請求が請求者から出てくるかというのもありますけれども、その段階で出し得るものは出します。しかし、満足いなくて、開示請求の審査会なりがあって、それでも私どもは出せないものは出せないといった段階で、裁判所から命令といいますが、一定の考え方が示されましても、基本的には一義的には私どもの主張はしたいと思っています。それでまた裁判所の判断にその後の判断は従わざるを得ませんので、一定の、今現在係争中の案件というのは、そういったやりとりの中で進んでいることは委員ご承知のとおりでしょうから、私どもとしてはその辺の、その時々判断を持ちながら、裁判所の判断には従っていきうというふうには思っております。

○高階委員

何で先ほどから、分かり切ったような話まで質問するのかということでしょうけれども、やはりこの事業が整理前と整理後が、法でいくとおり、どなたが見てもきちんとしているのであれば、それは問題がないと思うんですが、そういうところに私ども疑義があるものですから、盛んにそういう点をはっきりさせようと、こういうふうに今まで言ってきたし、今こういう大詰めに来て、ああもうそれで良かったんだというふうにはならないという点ははっきりさせておきます。

1～2例を挙げますけれども、これはマイカルに対してこの事業というのは、至れり尽くせりのサービスをしているんでないのかということもずっと言ってきました。これは誰が見たって、あれは昔の築港ヤードで、工業地区で、雑種地なんですよ。それが今度は事実上、高度の商業地区になったんですね。こんなことできるのかと言ったんだけど、これは国と相談したともいいますね。例の再地区なんていうようなものを持ち込んで、それはできるんだ、こういうふうに現実にはなっているわけです。だから、恐らく雑種地のときの土地の価格と、それから、今ああいうホテルとか、アミューズメントの施設ができたり商業施設ができれば、その差はこんなに開くわけです、土地の価値観というのは。そういうふうに見てくれば、なるほどと、こう分かるんですね。

増進率が非常に高いと。増進率が高いということは、マイカルはそれだけ自分の方にプラスになるわけですから、保留地処分なんかでは相当額これは背負わなきゃならない。ところが、あそこに裕次郎記念館があるものだから、近くにあるものだから、あそこを商業地として、出来上がったのも高度の商業地区でなくて、これは商業地。初めも商業地、それから後も商業地といったら、言葉の上では違いがないということになる。増進率を小さく見ている。

こういうやり方が本当に第89条でいう照応の原則にかなっているのかどうなのか。私たちはそういう形でマイカルに異常なサービスをしたと、こういう事業で問題だということを言っているわけです。

今一つ、ＪＲについても同じことが言えるのではないですか。この事業で出てきたお金、7億円余りを使って築港の駅を造って、ただでくれてやった。これ自体、大変なことなわけですよ。

そのほか、ＪＲについては、もともとＪＲが持っていたあの土地の一部が、鉄道用地が多目的の交流商業地区というふうになって、これはそのままＪＲに換地されているわけです。ＪＲは、これはうわさですけども、これを売れば、また結構な金になるわけですね。そういう余地を残してやっているんだと。これも至れり尽くせりのサービスではないのか。

それから、以前、保線区が持っておりましてあの土地に、国鉄ということになるのでしょうかけれども、いろいろな資材があったんですけども、それを移すというために17億円からのこの事業からお金を出して、お金をかけてそれを何か手稲かどこかに移した。そんなものＪＲがやればいいのでないかと思うんですけども、それも小樽が見てやると。これも至れり尽くせりのサービスですね、地権者であるＪＲには。そういう点で、極めてこれは問題ではないのか。

だから、これは冗談半分に言いますけれども、何か恩着せがましく手宮線を1億4,000万円も出して小樽に売りつけた格好になっているけれども、ＪＲは何もただでくれたっていいようなものでないですか、あの土地は。そのくらいのもですよ、市の負担から言うと。

こんなふうにちょっと挙げると、マイカルに対して、あるいはＪＲに対しても、照応の原則も何も無い。とんでもない不公平な、不公正な事業を進めてきた。そのために、市民が大変な負担を負わなきゃならない。市の財政も大変な負担を、これから長期にわたって借金を払っていかなきゃならないわけですね。マイカルは、いついなくなるかわからない。これはやはり行政の一番上に立たれる方の情勢の見方だと、その見通しが甘かったと、こういうことでないですか。

以前、志村さんのときに我々も言いましたけれども、小樽の人口が25万になるんだ、30万になるんだと。水道水に事欠くんだといって朝里ダムを造ったでしょう。これが今はもう、無駄遣いの最たるものということで言われているわけで、それと似たようなことになるのでないのかなと私は思います。

そこで、今、例えばということでマイカルを挙げましたし、ＪＲを挙げたんですが、何か理事者の方で答えることがあれば。

○土木部次長

まず、基本的に、土地の照応ですとか評価の問題ですとか、今現在、最終的に市の方と裁判所の中で、最終的な原告側の、いわゆる控訴人側の主張で残っているのはその部分ですから、いわゆる高裁でもってどのようなご判断になるかというのは、これから待ちたいと思いますけれども、これはたびたびご答弁申し上げますけれども、基本的に私どもは、先ほど、委員おっしゃったように、再開発地区計画の問題、そういった問題が評価に反映されないというのは、土地売買の中でそれが反映されることは十分結構なことで、一般的にそれは通常取引の中で容積が上がったり何だりするの、上がることは結構なことです。現実的な取引の中では、そういった要素を含められている部分も否定はしません。

しかしながら、区画整理事業というのは、本議会にもご提示もしてありますけれども、土地区画整理評価基準、それから土地区画整理換地基準というものを議会にお示しをして、このように土地の評価をします、それから、換地の考え方もこのように行いますという、こういう大前提の基準に基づきまして具体的評価をしてきて、結果的に区画整理前後の評価といいいますか、増進というのが従来からお話ししているような形になってきたという経緯からいきますと、評価基準自体が誤りであるという議論であれば、そのこのところいろいろな議論をしますけれども、評価基準の中にたまさか再開発地区計画で容積が何ぼになるとか、どうなるんだというような基準というのは設け

てございませんので、それはなぜそういうふうにしていないかは、従来からお話を申し上げているように、純然たる土地区画整理事業の増進をどれだけ見るかというのが一つの考え方だということなので、そのあたりは従来からの主張をせざるを得ませんし、その辺はご理解いただきたいというふうに思っています。

その結果、小樽ベイシティ開発とＪＲ北海道の中の部分でご意見は分かりますけれども、いわゆる都市計画事業として街路をつくり、区画道路を造るという設計の中で、当然施設が当たれば補償もする。誰それさんだから補償しないということではなくて、そういう形で補償もしていくという。そして、健全で良好な宅地をつくっていくというのが区画整理事業の目的でございますから、そういう意味では偏った形で事業の進め方をしてはいないつもりでございますので、たびたびのご答弁で申しわけありませんけれども、そのようにご理解いただきたいと思います。

○高階委員

委員長、これで終わります。質問ではありません。

たまたまこの事業は、また新年度にもちょっとずれ込むような格好ですので、これですべて終わりということでもありませんし、係争中の裁判の動きもありますので、そういうことと合わせて、また時折、質問すべきだなと思えますから、これで私の質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、この際暫時休憩します。

休憩 午後2時45分

再開 午後3時10分

○委員長

会議を再開し、休憩前に引き続き質疑を続行いたします。

民主党・市民連合、佐々木委員。

○佐々木（勝）委員

株式会社アール・アイの収支状況について

私の方からは4点ほど。報告に関わって。

まず1点目は、今日報告ありました報告1のアール・アイへの貸付金のところ です。

先ほど貸付金の収支計算書、比較収支計算書ですね、資金計画書の説明がありました。淡々と受けたので、この数字に対する担当の受け止めはどうかなということで聞きたいというふうに思います。

まず、先ほど、数字上からいうと、比較収支計算書で赤字が7,900万円あります。赤字と言った方がいいのでしょうか。そこで、それぞれの累積の部分については項目別にずっとあるわけですが、もう一度確かめるといっか、項目ごとに数字がずっと出ていて、そのトータルは7,000万円ほどということなんですけれども、このマイナスになっている要因を少し詳しく分析したのかどうか。その結果、次どうしようかということになるんだと思うんですけれども、まず業績分析はどうか。

○（市街地）竹田主幹

アール・アイの6期の収支状況の中の数値でマイナスになっている部分の分析でございますけれども、まず、先ほど賃貸料収入ということで、これはアール・アイが保留床、床を持っているわけで、それを札幌フードセンター、札幌ブックセンターというところに貸しているという部分の賃貸料収入になります。

それで、数値的には300万円ほどのマイナスになっているわけですが、これは当初計画をしたときのアール・アイが取得するという床面積と最終的に権利変換計画が確定をして取得をした面積が若干減少したという結果の中で、要するにフードセンター、ブックセンターに対する賃貸面積が減った。それに応じて賃貸料収入も減った。その額が約300万円ほどになっているということで、これは今後とも収支計画上でいくと300万円ほど減っていく

ということには確かになる数字でございます。

駐車場収入でございますけれども、駐車場収入については、約42台を貸す駐車場があるわけでございますけれども、そのうち実際に、実は日動さんが造ったマンションに入居する方も入る部分であったわけですが、実際に日動のマンションが入居が始まったのは9月ぐらいの段階ということで、その部分で若干タイムラグがあったという部分。

それからもう一つは、100%稼働で実は756万円と計画では見ておったんですけれども、なかなか計画どおりには進まなかったという部分がございまして、それら2つの要因が重なりまして360万円ほど今期は計画よりも少なかったと、こういうところでございます。

管理委託料収入の部分については、先ほどの賃貸料収入の中の権利変換面積がアール・アイが減になったという部分なんですけれども、一方、旧来の地権者の方が取得をした部分の面積が若干増えたんですね。権利変換面積の確定によって。それは、アール・アイが管理をしてフードセンター、ブックセンターにお貸しをする部分なものですから、管理委託収入としていただく部分、その部分が少し増えた。わずかですけれども、増えたということでございます。

その他収入の部分の32万6,000円ほどは、いろいろとイベント的に床をお貸しする部分、スペースがあるものですから、その部分のイベント的に業者にお貸しをした部分の収入ということになります。

トータルとしては620万円ほどやはり減になっているというのでは、計画よりも収入が少ないということが結果として出てございます。

支出関係においても、それぞれ計画との差はあるわけですが、一般管理費等についても、一部共益費関係の増があったという部分。

それから、租税公課については600万円ほど少なかったことになってございますけれども、これは実際のところ、固定資産税がこれに該当するんですが、まだ支払期日が到来していないものも実はございまして、その分払っていないわけで、シミュレーション上は一括ドカンと払うというか、そんなことでちょっと計上していたものですから、若干タイムラグの部分では、ここの表ではマイナスというか、少ないということにはなってございます。

あと、取得諸経費の6,200万円については、これは前回の、昨年度の委員会でもございましたけれども、実はシミュレーション上は5期に支払うということで想定をしていたんですけれども、支払期日が6期になったということで、今期6,200万円ほどの計上になってございますけれども、この分はシミュレーション上の比較でいけば、5期に払うと。実際は6期に払ったということで、急に出てきている数字ということではなくて、シミュレーション上には織り込んでいた数字でございます。

あと、減価償却費関係でいくと、最終的に建物、駐車場、それから、それぞれの附帯設備、施設といいたしましうが、その取得の金額等から割り出した最終的な実績でございまして、これについては減価償却費約1,100万円ぐらい多くなっておりますけれども、最終的なトータルとしては、それほど差はないものかなというふうに思っております。

それから、支払利息につきましても、シミュレーション上は7月から6月までということで計算をして出している部分があるんですが、住宅金融公庫の金利の部分の支払いで、実は従前にも金利が発生していた部分があるんですが、その支払期日が6期に支払うということになったものですから、200万円ほど増えているわけですが、これについては、金利等々は住宅金融公庫3%ということで固定金利でございまして、次期以降については概ねシミュレーションどおりの金利の支払いになるのかなというふうには思っております。

そういったことで、6期については5期との入り繰りがあったり、あるいは若干経費として見ていなかった部分もあり、あるいは収入等々も、駐車場収入等々で予定よりも少ないという部分がございまして、次期以降、ある程度収支状況については見極めることができるような状況になるのではないかなというふうには今思っており

ます。

○佐々木（勝）委員

それで、次期以降の見通しになるわけで、シミュレーションの修正可能な部分ということで、どの点に努力して利益を出すのか、今時点ではなっているんですか。

○（市街地）竹田主幹

現在の賃貸料収入ということは、これ契約で、相手がいることですから、なかなかこの部分で計画との差300万円を埋めるということは、なかなかこれは難しい。現状の中では難しいのかなと思っておりますけれども、駐車場収入については、アール・アイとしても何とか計画に近づけるようなことで今現在努力をしております。次期の中では、もう少し収入的には上がるのではないかなというふうには今思っているところでございます。

一方、支出面におきましても、まだまだ経営が安定しないというのは変ですけれども、事業が始まったばかりな部分で、まだ見極めが十分ついていない部分もあるんですけれども、何とか一般管理費等々の中で少し見直しを図っていかうということで、金銭的にはまだ今の段階では、どれがどれだけの金額が出てくるかということは、ちょっとまだ申し上げることはできない状況にはありますけれども、何とか収支がきちっと図れるような改善といひましようか、方向性は今後ともアール・アイとも協議しながら考えていくということになろうかというふうに思ひます。

○佐々木（勝）委員

わかりました。

中央通街路事業の整備内容について

次は、中央通の係と関連する中身なんですけれども、先ほど中央通のイメージといひいますか、これは前にあった計画の中で、今日の報告の中には触れていなかったんですけども、電線の地中化をやりますね。前に話が出たと思うんですけども、今の電線の地中化の事業内容、それから年次的な計画、これを教えてください。

○（市街地）堤主幹

中央通の電線類の地中化につきましては、今まさしく13年度から街路事業が始まるものですから、一緒にやるというふうになってございます。区間としては今、下の方の中央通、完成されている本通線から上の方に向かって国道までということで、両側電線の地中化が3カ年で、15年で完了するというようにやる予定になっております。

○佐々木（勝）委員

それで、「21世紀プラン」の実施計画のところ、道路環境づくりのところ、電線地中化の推進は、都市景観の向上や快適な歩行者空間の確保のために電線の一部地中化の推進ということで、ここの部分では、道路づくりの部分については事業費は都市景観に含むと、こういうふうになって、実施時期は14年の実施計画になるんです。今の話では13年度からと、こういうことですね。

都市景観のところの部分を見ると、ここの最後のところを見ると、これも電線の地中化の推進は都市景観や快適な歩行者空間の確保のため、電線の一部地中化の推進を8,200万円という数字で14年度からと、こうなっているわけですね。その辺の違い、これをお聞かせください。

○（市街地）竹田主幹

まず、一つ確認させてもらいたいのは、今の中央通の地中化につきましては、今、中央通の事業の事業費の中に地中化の部分は含まさってございますので、それはそういうことで13年度から実施していくということになっております。

それで、委員ご指摘の地中化の部分の8,200万円につきましては、今計画しております中央通と結ばれる臨港線でございますけれども、その地中化をということで、まだこれ、実は地中化といひいますと、今、新電線類地中化計画という、これは協議会が実は北海道にございまして、そこで言うなれば各加入者の了解を得た中で路線指定と

いう形になります。実際、臨港線につきましては、その部分の各電線類加入者の協議がまだなされていないものですから、箇所付けになっていません。ただ、今年の秋ぐらいにはということでは、北海道もそういった部分で挙げていこうというふうになってございますが、その部分の計画の数字でございまして、14、15の2カ年で実施をしていきたいというふうに考えております。

○佐々木（勝） 委員

13年度に実施する地中化の中央通の関係の事業費はどうなんでしょうか。

○市街地活性化対策室長

中央通の年度別の地中化に関する部分は北海道庁が担当することなので、今、手持ちに資料がございません。後ほどまた調査後お知らせをしたいと思います。

○佐々木（勝） 委員

マイカルについて

先ほどマイカルの問題でやりとりがありましたけれども、確認という意味で捉えていただければと思います。

知るところによると、今度のマイカルのチャレンジングマイカル改革プランというんですか、こういう中には小樽は含まれていない、除外しているというようなマスコミ記事なんですね。これは確かなところですか。全体的にマイカルの縮小がある中で小樽は別と、こういうように発信されてきているものですから、その分かれば理由というか。

○商工課長

マイカルの関係のご質問ですが、今ご質問あった部分というのは、この1月にマイカル全体の中で新中期3カ年経営計画というのを出しまして、よく言われています連結有利子負債が1兆円を超えていると。これを何とかしていこうという中で、3カ年計画を今マイカルが作っています。その中でいろいろな収益の立て直し策を出しているんですが、それは赤字店舗の縮小だとか人員削減とか。たまたま昨日の新聞の中にも労使合意なされたというのが出ておりましたけれども、そんな中で7,500億円ほどにまで圧縮をしていくというような形も今、全国的な計画をマイカル自体が立てるということです。

小樽との関連でいいますと、直接小樽とはまるきり関係ないのかと言われると、必ずしもそうではないと思いますけれども、例えば中に入っている中心的なサティ部分のマイカル北海道、これについてはその除外になっているというのは、はっきり聞かされております。

それからもう一つ、OBCの専務なりとの日常の話の中では、マイカル小樽そのものは、マイカルグループ全体としても次のリニューアル計画に投資をしていくと。そういう面では、今の全国的な展開の中では、ある意味では唯一ここにてこ入れをして、新たな集客を呼ぶようなりニューアルを進めていくと、そんな計画をしております。

ですから、今おっしゃったように、どちらかといいますと全国的な縮小傾向の中で、ここについては、いま一步新たな投資をしながら、新たな集客を呼んで、さらには収益も上げていくという、そんな方針で臨んでいるというように日常的には伺っております。

○佐々木（勝） 委員

そういう大枠の中で進められているというふうに理解しますが、マイカルもいわゆる3月で開業というか、2周年を迎えて、聞くとところによると、相当大規模なりニューアル計画と、こういうのを触れ込んでいるわけですし、当然雇用関係については、不安材料がそこに結びついているんだろうと思うんだけど、この大規模なりニューアル計画の内容ですね、これを分かっている範囲で聞きたいというふうに思います。

○商工課長

OBCとの話の中で確認している部分でお話ししますが、一つは、中心的な母体でありますビブレという、従前ダックビブレという百貨店形態の会社が経営をしておりましたけれども、ここが今回からマイカル本体のビブ

レというところに営業譲渡します。そのことによって、マイカルの直営というような形になります。ただ、実際の営業は、そのまま基本的なものを引き継ぎながら行っていくというふうには聞いております。

それからもう一つ、先ほど申し上げましたサティ部分はマイカル北海道ですから、従前どおりの形の中で営業を行う。

一番大きなリニューアルは、ヒルトンプラザと言われている専門店街、ヒルトンの部分を中心にした、どちらかというと高級ファッションのブティック関係が中心でしたけれども、その部分がやはり全体の売上の足を引っ張っていたという総括をしているようでありまして、ここの部分を大幅に入れ替えていくということでありまして。ここの部分が、新聞報道もされていますけれども、アウトレットモール形式という、ブランド品の旧モデルだとか、あるいは売れ残りと言ったら怒られますけれども、そういう商品を格安に提供していくというような展開で、全国的にかなり今うまくいっているところが数カ所ありまして、それを北海道で初めてやりたいというような形の中で、今、1階部分を中心に、2階の一部もありますけれども、リニューアルが行われようとしています。

そして、ネーチャーチャンパーだとか、それから、こちら側のイマジネーションチャンパーだとか、あの辺あたりも、横にありますいろいろな関係が相当大きく変わっていくというような形になるかと思えます。

それから、アミューズ関係でいいますと、これは残念ですが、石原プロワールドがこの2月で撤退をしました。この替わりにつきましても、今、新たな部分で検討しているようでありまして、この7月ぐらいまでには新たなアミューズ系というんですか、そういったものが進出してくるだろう。

それから、吉本についても、6月に向けて改装計画をしているようですから、そんな意味では、6月が仮オープンみたいな形にすると聞いていますけれども、その中ではかなり新しい趣向のものがあの中に出てくるだろうというふうに期待をしております。

○佐々木（勝） 委員

それで、さっき再雇用の関係の一定の数字の整理といいますが、そういうやりとりしていましたが、そのいわゆる大規模なリニューアル計画の部分の実行に伴って、いわゆる雇用の部分は確実に確保される、こういうような受け止めをしていますか、見通しというか。

○商工課長

先ほど古沢委員のご質問の中で労政担当主幹からもお話ししたんですが、雇用については間違いなく一度解雇されるのは事実です。それで、ＯＢＣ側といいますか、マイカル側も出来る限り、今いる方々を優先して次の雇用に結びつけるということをお話ししています。我々も主幹と一緒に何回も足を運んで、何とかそういうようにしてほしいということをお願いをしています。

ですから、そういう意味では、当然先ほどご質問あった人事権そのものは、それぞれの新しいテナントの方が持つのは当然なんですけれども、我々が考えています2年間のあそこでの営業をして、そこで働いてきた人たちを何とか引き続き雇用してもらおうと、そういうことを切にお願いをしてきていますし、ＯＢＣもその辺は受け止めて、出来る限り新しい雇用主の方々にそういったことをお願いをして、出来るだけ多くの人が希望のところへつけるような形で頑張りたいというふうにおっしゃっていますし、さらに説明会も先ほどありましたとおり開かれています。そういった形でなるように我々も努力していきますし、これからまた何度もお話をしながら、6月に向けて出来る限り多くの人が再雇用されるような形でやっていきたい、そんなふうに思います。

○佐々木（勝） 委員

合わせて要望ですが、機会が失われ、新たな雇用、そういう中で雇用条件、労働条件の低下につながることはないようにしていただきたいというふうに思うんです。これは要望しておきます。十分チェックしてください。

観光都市づくりについて

中心市街地の活性化の話、これにも街なか活性化計画の中の部分で観光客対策とありますが、観光都市づくりの計画とありますが、これが出ていたと思うんです。現在はいろいろな面で観光客がいっぱい入っているということで、今現在の正確な数字が分かれば教えてください。

○観光課長

今現在ということなのですが、12年度におきましては、4月から9月までの上期と10月から3月までの下期と、この2期に分けて入込数をカウントしておりまして、下期には1年度間の全体の入込数も公表できると思いますが、今、私どもの方で最新の入込数という意味では12年度上期ですね、これにつきましては、観光客の入込数につきましては495万6,400人ということで公表しております。

○佐々木（勝）委員

大体ですけれども、この小樽の観光が通年観光ということになれば、冬の観光の目玉とありますが、こういう類のものが誘致されるというか、この点がやはり気になる場所ですね。落ち込みが冬になってどんどん落ちると。これを改定すると、ということだと思いますけれども、今現在、冬、冬期はあと一月で3月。一応冬期間って3月までということになるんだと思うんです。これに絞った段階でいえば、この冬期間における観光の入込みというのは、データはつかめますか。つかめていたら。

○観光課長

残念ながら冬期間ということで絞っては公表というか、こちらの方でも捉えておりません。

○佐々木（勝）委員

昨年度の実態というのは分かりますか。

○観光課長

どうしてもやはり上期、下期ということになってしまいますが、下期での数字で申し上げますと、390万2,200人ということです。

○佐々木（勝）委員

雪あかりの路等々含めて冬の目玉にしながら観光客の入込みを図ると。まだ雪あかりの路の最終的な数字のデータは出ていないんでしょう。出ていないですね。

○観光課長

出ております。

○佐々木（勝）委員

出ておりますか。

○観光課長

新聞等でも公表されておりますが、雪あかりの路、今年は2月9日から18日までの10日間ということで開催いたしまして、入込みというか、来場者数としましては39万6,000人ということでございます。

○佐々木（勝）委員

それで、話がちょっと横にそれますけれども、現在この観光都市づくりとありますが、まちづくりに具体的に取り組んで、いわゆる商品と言うとちょっと語弊がありますね。売り物になっているもの、これは何ですか。

○観光課長

商品ですか。

○佐々木（勝）委員

上期、下期で。

○観光課長

そういう意味では、商品とありますが、事業ということで考えますと、イベントで申し上げますと、夏は大きな

イベントとして潮まつりですね。その前後に、また民間の方が開催しておられますイベント等もございます。それから、冬場につきましては、今、委員からお話しございました雪あかりの路が今、注目を浴びているということもございます。

そのほかに、商品というか、売りとしましては、この10数年変わらず小樽運河というのが、特に小樽運河の浅草橋街園に集客が非常に多い。それに連なって歴史的建造物、それから堺町通からメルヘン交差点までつながるお土産屋さん等も含めた景観、そういったところに集客が集中しているということがございます。

○佐々木（勝）委員

恐らくこれは今を映すものでないと思いますけれども、通年観光を目指すということになれば、季節に対応した取り組みというか、そういうものが企画され、必要に応じて実施するというふうに自分は思うんですね。夏は小樽まつり、潮まつり、冬は雪あかり、こういうふうな部分で今まで通ってきたんですけれども、これはやはり、それは従来の観光都市・小樽にふさわしい通年を通した取り組みというものが必要であろうと。そのために今現在取り組んでいて実になりつつあるものと、こういうふうを考える部分ですが、ちょっと質問の仕方が悪くて申し訳ない、そういうところに出くわしながら来ているんだろうというふうに思っています。

それで、関連するんですけれども、修学旅行、研修生みたいなものは、この観光の客というちょっと。カウントされるのでしょうか、また別扱いなのか。

○観光課長

修学旅行生並びに研修旅行生もカウントしてございまして、これは宿泊されますと、宿泊の中で正確にカウントがされます。ただ、通過型といいますか、小樽に立ち寄られたという修学旅行生、研修旅行生については、カウントできる部分もございますが、一般の観光客の方と合算されてカウントされるという部分もございます。ただ、私どもの方で今現在、20施設以上から集約している入込数という意味では、平成11年度におきましては11万6,134名ということで、これは10年度との比較で申し上げますと、約2割増ということで伸びております。

○佐々木（勝）委員

先日、全国的な修学旅行生のつかみで、第1位は北海道の希望がだんだん多くなっている、こういう状況なんですね。ランクを上げてきているということです。その中身を見れば、やはり今は観光旅行というだけでなく、体験学習なり研修なりするというふうにな。恐らくスキーの関係でいえば、スキーといえば小樽に来て、観光じゃなくて研修して、これも全国的にスキーのできる環境が増えていますから、だからそうそうはいかないけれども、やはり北海道に向かってくるという材料があるわけですから、これをやはり活かしていくというふうにして、どんどん小樽に修学旅行、研修生を呼び込む行動というか、運動を展開していただきたいというふうに考えます。

○経済部長

先ほどから佐々木委員縷々おっしゃっていただいておりますけれども、確かに小樽観光というのは根付いたといえますか、定着した部分はあるんですが、それは従来の資源といいますか、そういうものの上に今の900万なりという観光客があるんだろうなというふうに思っています。それで当然いいわけではないわけでありまして、やはり時代時代で観光客が望むものというのは変わってくるというふうに思います。

一つは、今お話しありましたように体験型といいますか、その街に来て、自ら体験をしながら、そこで街の良さというものを自ら学習するといいますか、そしてリピーターになるということがやはり必要なことだというふうに思います。

それと、やはり単にあるものを見るというだけではなくて、そのものが持つ物語性といいますか、そういうものがこれからは求められてくるのかなというふうに思っています。そういう意味で、観光資源として何が適当なのか。まだまだ埋もれた部分があると思いますので、その辺についての掘り起こしというものをやりながら、新たな小樽の観光の魅力というものを今後考えていかなければならないというふうに今、思っているところでございます。

○武井委員

中央通街路事業の整備内容について

ご説明いただいたことに対する質問、それから、新たに質問通告してあります手宮線について、2点だけ質問させていただきます。

一つは、先ほど説明ありました中央通のロードヒーティングの関係ですけれども、道と小樽市がそれぞれ1.5メートルずつのロードヒーティングをすると。車道側からだと、こういうふうな説明がありました。

これは、私たちに今までこうして多くのイメージ図が来ているんですけれども、これを見ますと、植樹升は一体、車道のすぐ隣が植樹升になっているんですけれども、こういうのはどういうふうにしようとするのでしょうか。

○（市街地）堤主幹

ロードヒーティングの件でございますけれども、先ほどちょっと説明不足かと思うんですが、今考えている歩道8メートルに入れるヒーティングにつきましては、民地側の方に50センチ離しまして、そこから3メートル車道側にやるということで、どちらかという民地側寄りの部分に3メートルの整備をしていきます。

○武井委員

そうですか。そのうちの車道側の方を道が1.5やると、こういうことですか。はい、分かりました。

旧手宮線跡地の用地取得について

次は、手宮線の問題なんですが、先ほども540メートルを1億4,000万円で買うということなんですが、これは平成13年の予算になっております。

まず、この今のにぎわいの都市・形成プランを見ますと、1億9,000万円盛ってあるんです、平成13年では。残った5,000万円はどのような計画を平成13年度やるつもりなのか。

○都市環境デザイン課長

今、委員の方からお話があったのは、第2次実施計画に記載されている、にぎわい都市・形成プランの中に記載されている旧手宮線跡地の活用計画ということで、1億9,000万円という金額が書いております。今回、用地取得という形で予算を計上させていただいているのは、1億4,000万円という形で計上されておりますので、その差額の5,000万円というのはどういうことに当たるのかというご質問かと思えますけれども、この分は今、土木部の方でいろいろ計画、検討している工事費相当額という形で、5,000万円かかるかどうかという部分も含めて今検討中でございますので、額については今後いろいろとあろうかと思えますけれども、その工事費の部分に充当する金額ということでございます。

○武井委員

いろいろとお聞きするところによりますと、例えばレールの外側をアスファルトにするとか何とかというような計画があるようですが、そういうものに使う、そういう中のお金だと、こういうふうに理解してもいいんですか。

○都市環境デザイン課長

今の整備の内容でございますけれども、現在、手宮線にあります鉄道施設を極力残した形で、まず用地を取得いたしますので、それを管理する、その施設というのをもたまた出てくる。それと、今お話の観光客であるとか市民の方々が手宮線の中に入ってください。そのためには、どういう方法がいいのかという部分を今検討しています。

具体的にアスファルトという言葉も出ましたが、そういう方法をどうするのかという部分も今、検討の最中でございますので、具体的には申し上げられませんが、そういうような内容を詰めて、地域の住民であるとか、まちづくり団体、こういうご協力とご理解を得ながら進めていかなければならないというふうに考えております。

○武井委員

いやいや、そうしたら、どなたがあれ新聞に発表したんですか。新聞には線路の外側を取り敢えずアスファルトにするというふうに報道されているんじゃないですか。今まだ決まっていないというような言い方は、ちょっとおかしいのでないか。

○都市環境デザイン課長

今、散策路として何らかの整備をしていかなければならないというふうに考えておりますけれども、その方法についてはアスファルトがいいのか何がいいのかということで、具体的な部分で今検討中ということでございます。

○武井委員

そうすれば、あの新聞報道は間違いだったということでもいいんですか。

○建築都市部長

どの新聞を見られたのか。ちょっと私が見た新聞にはアスファルトとか、そういう具体的なことは書いていなかったような気がするんですけども。

○武井委員

ある。

○建築都市部長

後で見せてください。

アスファルトにするとかしないとかということの具体的なものは、もちろん決まってはいいんです。それで、そういうものについては、散策路的なものにはしていくということなので、具体的にはそうするというふうに、恐らくいろいろな新聞社の取材の中でも、そういう断言した言い方はしていなかったというふうに思っていますので、その点ひとつご理解していただきたいと思います。

○武井委員

後から新聞見せます。

それから、平成13年度まではこういう、例えば今、第2次の基本計画の実施計画の中にも、3カ年間といいながら、平成13年まではまだ未確定のようですけども、とりあえず予算はついたと。14、15が消えているんですよ。チェックが何もないんです。これは14、15もまだ決まっていない、これからだというふうに理解していいんですか。

○都市環境デザイン課長

今回、用地を取得する区間につきましては、取得と整備、これを平成13年度単年度でやっていきたいということで、13年度に取得整備する。その後は、整備区間を管理していくということになるかと思いますが、具体的な整備そのものは13年度で、今、取得する区間でございますけれども、取得する区間の整備も含めて平成13年度で終了する、こういう予定でございます。

○建築都市部長

確かに14、15というのは、「21世紀プラン」のうるおいの中には入っていません。それは、残った部分をどうするかということがまだ未定だということで、載せていないということでご理解していただきたいと思います。

○武井委員

それもそうだ、だから載っていないんだろと思うけれども、やはり「21世紀プラン」なんだから、これどうするか。2,480メートルですか、この後、540は決まったけれども、あとは知らないという、そういうような計画で、ふらふらしているんですよ。

私はこの中で、例えば、今これから申し上げますけれども、今回の予算は公園の中から出ているんですよ、1,400万円。公園費として。ところが、これがまた一方、「21世紀プラン」の中を見ると、うるおい生活・快適プランに入っている。手宮線はどこに入っているかというと、にぎわい都市・形成プランに入っている。

予算が公園課から出て、そのまた公園は「21世紀プラン」の中には別々になっていますね。なぜこういうような

分かりづらいやり方をしているわけなのか。どうせ公園造るんだったら、なぜ手宮線もうるおい生活・快適プランの中に入らなかったのか。部長さん、やはりきちっとする必要あるんでないですか。いかがですか。

○企画部長

まず、14、15の部分で空白になっているのはどうなのか、「21世紀プラン」に明確にしてはどうか、こういうふうなご指摘でございます。

先ほども質疑の中で、方向性がきちっと定まっていないというのが一つございます。それはなぜかといいますと、旧手宮線、ご存じのとおり非常に大事な市民の財産です。産業遺産といいますか、そういう非常に貴重な位置付けがまずあると。これをどう活かすかということは、やはりかなり議論して考えていくべきだろうということが実感です。とりあえず今年度、まず一步ということで用地を購入し、そして、そこである程度の整備をして、歩いていただくということを基本にしながら、どういうふうな活かし方がされていくのか。こんなこともやはり一つ大事に見極めていく必要があるだろうということが一つ。

それから、それ以上先のことをどうするかということなんですが、今回の実施計画は平成13年から15年ということで、3年間の実施計画ということになっていますので、実はこの2次の中では、先については、こうする、ああするということもまだ決めていないということで、今回載せていないというふうにまずご理解をいただきたいと思っています。

それから、予算措置といいますか、対応する部分がばらばらでないと、こういうふうなご指摘でございますが、「21世紀プラン」の位置付けとしましたら、やはり基本的には中心市街地における大事な財産をどう考えていくかという、にぎわい形成プランの中に入れるのが妥当だろうということが一つ。

それから、それを実際どこで対応するかと、こういうことでございますけれども、これについては、いろいろ考え方も、散策とかいろいろなことを考えたら、公園課では十分なノウハウを持っていると。こんなことも含めて公園課の方に一応位置付けていると、こういうふうなご理解をいただきたいというふうに思います。

○武井委員

今ここに収入役がいますけれども、交通記念館ですね、これも私は、これと手宮線とは一体のものとしてこれから運営しないと、だから今、6万人程度に落ちてしまったと、25万人の予定が。やはりこれを切り離す、今言った快適プランの中でもばらばら。こちらの方は、社会教育施設かといえば社会教育施設ではないと言いながら、社会教育部の方の所管に交通記念館。そして一方は、先ほど言いましたように土木部といいますか、公園課の方に入っている。みんなばらばらなんですよ。

だから、私はやはりこういうものはこれから、前に市長は遅かれ早かれ全部買うということは表明しているわけですから、そういうことであってはきちんと、14、15も計画何もないと、13ぼつりだと、こういうようなやり方をしていったら、私はこの交通記念館は非常に、いつまでたっても伸びないと思うんですよ。ですから、交通記念館をいかにするのか。

あるいは、向こうの方に、今は中心街に雪あかりの路を作っているけれども、果たしてこれが是か非か。交通記念館の方に、36万人の人たちを持っていくような方法がないのか。今、冬期間は休んでいますけれども、春夏秋冬の通年を通したお客さん、春夏秋冬の取り扱いをそれぞれやるべきでないか。今、夏はあると、潮まつり。冬は雪あかりがあると。春と秋は何をするのかというような、どうも計画性が私はちょっと足りないような気がします。

例えば、私たちは運河で鮭迎えもありましたけれども、鮭がああして運河へ帰ってきています。ですから、こういうものを大きくして、秋、鮭の関係の、今度、勝納川に魚道を今つくっている最中ですが、これだって15年間もかかった。

ですから、そういうふうになにか一貫性がないんですね。これでは交通記念館の社長をいじめるのは、私は筋違いだと。各部がみんな一本になって、どうするのか。こっちはぶつり、こっちはぶつりやって、それでなくたっ

て、いつもたらい回しにするのは、行政はたらい回しだ、よくそう言いますが、この予算を見たって、一方は公園、計画見れば、これはにぎわい。今度は交通記念館は社会教育、あれは土木費、こういうような非常に一貫性がない。私はこの辺りで、今まだ交通記念館が社会教育施設なのか何なのかわからないで、ぶらぶらしている。どんどん14万人も観光客が当初より落ちていく、こういう結果に私はなっているんじゃないかと思うんです。なぜこれを点から線への観光都市にしなかったのか。何かそのあたりが私は感じられます。ですから、もう少し計画性がある、点から線に向けていかなければ、私はこの交通記念館の再生はないと思います。

ですから、そういう意味で、私は前から言っているんです。手宮線と交通記念館は一本、部にすべきだと。そして、そういう取り扱いの中から、これは同体にしたならば交通記念館にする。それまではこちらの社会教育だ、いや土木費だなんていったのでは、私はこれからの小樽市の通年観光なんていうのはあり得ないと思います。ですから、そういうことで、ぜひともそういうような整理の仕方、行政のいろいろな整理の仕方を含めて、助役。

○助役

今いろいろご指摘といたしますが、ご意見があったわけでありますが、まずこの手宮線に関しましては、1,800メートル全線の利用方法といたしますが、方向性というはまだ決めていないわけですね。決められないといたしますか、決まっていないといたしますかね。いろいろな団体、まちづくり等の団体がございまして、そういう団体等の意見がまだきちんと整理ついていないというのが一つありますし、これは相当今までも期間経過しておりますけれども、どちらに、輸送系といたしますか、まだ完全に消えているわけでもありませんし、オープンスペースでいこうという方針もまだ決まっていないわけですから、まずその辺の議論は議論としてやっていってもらわなければなりませんけれども、当面は、今の540メートルの用地買収については、JRとの交渉経過がありまして、どうしても今年度、立ち上がらざるを得なかったといたしますが、540メートルの買収に応じざるを得なかったというようなことから、今回予算を計上させていただいているわけですから。

したがって、せっかくこの用地を540メートル買うことになるわけですから、その有効利用ということ計画しなければならないということで、どういった方法があるかということで、これもまたきちんと将来的な利用を決めているわけではありませんけれども、当面は線路、枕木、そういったものは外すわけにいきませんから、そのままの状態でも保存しながら歩きやすいような状態で最低限の整備をし、散策路といたしますか、遊歩道といたしますか、どっちつかずの施設になりますけれども、きちんとした道路ではない、公園でもないというような施設の位置付けというのはできていないんですよ。ですから、先ほどもご意見ありましたけれども、単独の事業費、単独の起債でもって当面は整備していかざるを得ないというようなことでございますので、それからまた、土地の購入費のほかに、今の実施計画では、金額的には5,000万円程度の予算でどうかなということで暫定的に載せてありますけれども、これも先ほど言いましたように、最低限の整備で、歩くのに支障ないように。

それからまた、寿司屋通りといたしますか、あちらの方からの今、出入りができませんから。5～6メートル高くなっていますから。そういったところも、できれば出入りができるように階段、あるいはまたスロープをつけたような整備もできないかといったようなことも念頭に置きながら、これから、これは土木部の方で実施計画といたしますか、計画を作ってもらふことになるわけですから、そういった点での事業の位置付けだということでひとつ当面はご理解をいただきたいなというふうに思います。

○武井委員

すると、これはやはり助役しか答弁できないのではないのでしょうか。あっちへ行ったりこっちへ行ったりしているの、これを整理することについてはどうですか。

○助役

交通記念館が一つ例に出ましたけれども、これも確かに今ご指摘のように、社会教育施設か、観光施設かというようなことも、部内ではちょっと整理ついていません。どちらかという社会教育施設的な性格が強い施設だろう

ということで、現在は教育委員会の方で所管していただいております。

それから、今の手宮線のこういった部分につきましても、先ほど申し上げましたように、道路か、公園か、緑地かといったような区分けといいますか、それはしていませんので、取り敢えずノウハウといいますか、工事の発注は土木、あるいは公園課というところをお願いをして、今とりあえず走ろうというような計画でいるところでございます。

○武井委員

木谷部長、春夏秋冬の通年の問題についてのイベントはどうですか。

○経済部長

観光客がこの小樽に来るに当たって、いろいろな目的を持って来られると思います。一つは、今、武井委員おっしゃったように、イベントを目当てに来られる方も確かにいると思います。ですけれども、それ以外に街のたたずまいなり、あるいは歴史的なものなり、そういうものを見たいと、あるいはおいしいものを食べたいとか、自然景観がいいところを見たいとか、いろいろな方が観光客にはいらっしゃると思うんですね。

ですから、常に春夏秋冬それぞれイベントを打つことがいいのかどうなのか、ちょっと私自身、今、判断つきかねる部分もあるんですが、適当な、他都市になくて、小樽固有のそういうイベントがもしも打てるとすれば、その部分については我々としてもこれから考えていかなければならないと思っています。小樽らしさをそういうもので表現できるものがあるのかないのか、それについては考えていきたいというふうに思います。

○武井委員

収入役、交通記念館、今、助役は社会教育施設だと、こう言っておりましたが、社会教育施設にしては金額が高いです。これは発足のときに、その問題は論議したんだから。それで、社会教育施設でないということになったんですから、それを今度は社会教育施設でやって予算付けさせるというのは、問題あるのではないか。だから、社長の立場では、もう少し、もし社会教育施設だと認識を持っているのであれば。まず、持っているか、持っていないか。持っているのであれば、料金を下げるべきでないかと思う。そうしなかったら修学旅行生などは、非常に収入役の方では修学旅行に力を入れたいと、こう言っているわけですから。そういう修学旅行の生徒、こういう方々に見せるとすれば、もっと値段を下げるべきじゃないかと多少論議した経過があるわけです。

○収入役

武井委員さんには本当にいろいろと交通記念館の経営にご心配かけておりまして、大変申し訳なく思っております。

実は先週の金曜日、交通記念館の株主総会を無事終えました。取締役会も当然、同日行ったわけですが、後ほどまた議会の方にご報告させていただくことになると思いますけれども、なかなか経営状況は厳しい状況でございます。そういった中でどうやって今の交通記念館を立て直していくかということ、これはたまたま昨年の11月6日から小樽交通記念館、冬期間は閉館ということでございますので、職員もそれぞれ少し時間が持てるようになりましたので、いろいろなことを議論しております。

それからもう一つは、冒頭に社会教育施設かどうかという問題がありますけれども、私は社会教育施設であろうというふうには感じております。ただ、入館料の問題については、これは議会の方でもいろいろとご論議いただいておりますので、また改めてそれが正しいかどうかということは、また検討していかなければいかん問題がありますけれども、それよりも何よりも、現在の入館料で入館されたお客様に喜んでいただいているのかどうかという問題でございます。したがって、今年から、4月10日に今年度の営業を開始をする予定でございますけれども、いろいろなイベントを考えていきたいと思いますということで今検討しております。

少し時間が長くなりますけれども、もう少しお話をさせていただきたいのですが、まず一つは、ゴールデンウィークに大きな山を持っていこうじゃないかということを考えております。それから、第2弾としては夏休み

に大きな山を持っていこう。

では、対象は誰なんだということでございますけれども、先ほど観光客という問題もありました。私自身は小樽の皆さんに何とか来てもらいたいと、このように考えております。ですから、つい先日も施設関係を私、セールスに行ってまいりました。四ツ葉学園さんですとか、和光学園さんですとか、それから銭函の大倉山の施設の方も行って、それぞれの責任者の皆さんに会って、ぜひ我が社で所有している記念館のものを見にきていただきたいということをお願いいたしました。

それから、やはり先ほど来出ております体験ということがありますので、これは実は愛知県のトヨタ自動車で行っているんですが、キーホルダーの製作というのがあります。これは比較的安くて、時間も余りかからずに行うことができますので、こんなことを修学旅行あるいは見学旅行の皆さんに体験してもらおうかということを考えております。

それからもう一つは、小樽市の中で、これも今いろいろと検討している、安全の問題だとかいろいろありますので検討しておりますが、小樽で熱気球を上げたことがないと。これをあの交通記念館。熱気球というのは、人を運んだり、あるいは物を運ぶということからいうと交通手段でございますので、こういうことができないだろうか。

熱気球の縦の長さが30メートルぐらいありますし、横が20メートルぐらいで、あれだけでもかなり大きなものですから、それを少し上げていきますので、かなりいろいろなところから見れるのではないかと。ゴールデンウィークにそういうことをやることによって、隣の施設、市長が社長をやっておりますけれども、あそこの施設に来られた方も帰りに寄ってもらえるのではないだろうか。場合によっては行く前に寄ってもらえないだろうか、こんなことをいろいろと考えております。

それから、昨年やったイベントの中で、YOSAKOIソーランというのをやりました。これは1日で5,000人ぐらい集客を得ることができましたので、これは交通記念館の見学とはちょっと違いますけれども、でも認知してもらおうという、来てもらおうということからいうと、そういうこともある意味では大事じゃないかなというふうに思っているわけでございます。

したがって、現在の940円、750円で来ていただいて、何とか、行ってよかったねと、楽しかったねというようなこと。

それから、模擬店舗なんかも考えております。ゴールデンウィークには金魚すくいですとか、ヨーヨーすくいですとか、12店舗ぐらい店舗を出してもらうことで了解をもらっております。赤字会社なものですから、できるだけコストをかけないで、より多くの皆さんに来てもらえるように、これから1年間頑張ってみますので、何とぞ温かくご支援、ご協力をお願いしたいと思います。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、公明党に移します。

○佐野委員

中央通街路事業の整備内容について

時間も迫りましたので、今日の報告事項に関して、かつ今、武井さんのこともございましたので、重複のないようにまとめて質問いたします。

まず最初に、中央通の拡幅事業、順調に進んでいると、こういうふうに言っておりますけれども、これは小樽市の顔として整備をするんですけれども、一方の議論は、今のまさに観光客をどう中心部に誘導するかという、こういう議論も非常に大事なんです。つまり、運河周辺に来る観光客をどうやってこの市内に誘導していくのかという、こういう観点。ロードヒーティングを敷設する。冬期間という限られた時間ですけれども、やはり先ほどの報告でヒーティングを設置するということですから、これは一つの効果があることだろうと、こういうふうに思ってい

ます。

詳しくはまた、説明あったとおりで、申し上げませんが、道と市で負担をしながら順次ヒーティングをするということですから、より利便性というか、安全性というか、そのことによってやはり道外の観光客を市内に誘導できる一つの道路が確保されると。4カ月ぐらいか5カ月ぐらいの冬期間という短期間ですけれども、そういうことを考えて非常にこれは大事なことだという認識を持っています。

先ほどコストをどうするのかという問題が一つ、詳しく説明されておりません。コストはどのぐらいかかるのか、ランニングコスト。地権者及び地域沿道住民との負担割合ですよ、これから毎年毎年かかった、ガスですよ、経費は。だから、その負担割合をどうするのか。これは大事なことです、それをきちっとしていただきたい。

それから、いつごろ、どういう形で工事が進んでいくのか。もちろん工事に合わせてのことと思いますので、まずその2点聞いておきます。

ＴＭＯに対する取り組み状況について

それから、大きな2点目、ＴＭＯ。

これは中心市街地を中心にしたまちづくりの大事な機構ですから、これはすごく小樽市にとって大事だと。商工会議所を中心に今、一生懸命研究会をつくって、ワーキンググループでいろいろと議論して、8月にまとめて、なおかつ市の政策との整合性をとって認定するという先ほどの流れ、基本的にそういうふうになっています。

先ほど、都通り商店街云々にして幾つかのことも含めて今ワーキングでやっていますということなので、これは非常に大事なことです。ですから、もう少し具体的な中身ですよ。都通り商店街の活性化云々も含めて、もうちょっと詳しく今説明していただければ、次の一定の議論きちっとやらなければならないことなんです。もうちょっと参考までに説明をしていただきたい。

旧手宮線跡地の用地取得について

それから、3点目、手宮線。

今、武井さんの話と大分ダブリました。ですから、やめますけれども、13年度中に今予算化されて、土地を買いますと、こういうことですね。残りの沿道部分を散策ロード的に整備をします。これも大枠、大体そういうような形になっています。そうですね、13年度中に。

そうしますと、先ほどは、まだその具体的な整備の中身決めていないよという話なんですけれども、今年中にいずれにしてもやるわけですよ。ああいう土地の性格上、どうしても沿線住民対策をしなければならない。裏側だから、個人個人の家の裏側を人が歩くという話ですから、何とかしなければならない。あるいはまたさまざまな、舗装にするのか、砂利にするのか、それは分かりませんが、やらなければならない、今年中に。ですから、ただそのうちという話ではなくて、やはり一日も早くこういう散策ロードにするんですと、ここを決めなければ、これはますますどうなっていくんですかと、我が家の裏、人が通って困るなんて、そういうふうになっても困るし、やることなんです。今年中に。早く具体的に明らかにして、そして、一日も早くスケジュールを決めて、年度内にやっていただきたい。

これは要請、要望なんですけれども、その3点について、再質問しませんから、丁寧にひとつ答えてください。

○（市街地）堤主幹

まず、ロードヒーティングのランニングコストの関係でございますけれども、先ほどもお話ししましたとおり、方式につきましては都市ガス方式ということで、委員ご存じのとおり、いろいろな方式があるということでありまして、その中でガスが一番安いということになっております。

それで、いろいろ機器の更新もあるものですから、維持管理費につきましては15年間で幾らかかるかということでは試算してもらいました。それでいきますと、ガスについては15年間で5,230万円ほどかかる。これはほかの方式よりもずっと軽減されている。ちなみに、電気から見ますと600万円ほど安い状況でありました。

それと、地先と小樽市の負担割合の問題でございますけれども、実は小樽市も一地主者ということで、地先ということになってございまして、今、小樽市で持つのは、ポケットパーク、公園の前だとか、それから手宮線のところ。また、4ブロックで今、用地を取得してございます、そういったところ。また、市道の取り付けだとか、そういった部分を小樽市が負担していきましようということになってございます。

それで、最終的には具体的にはまだ詳細決まっておりますが、今の状況では小樽市は大体25%ほど、それで地先が75%ほどの負担割合になってございます。

それから、供用関係のスケジュールでございますが、今、13年度は本通線から東通線までの整備区間になってございます。これにつきましては、ちょっといろいろ工事が輻輳するものですから、ヒーティングの設置については一応14年の3月までに完了しようと思っております。ただ、そういう状況なものですから、供用開始ができません。それで、14年度は大通北線まで上がってくるものですから、供用開始はその地点まで14年度から供用開始をしていこうと思っております。それから、あと上の駅までの区間については15年度に供用開始をして、15年には全線の供用開始をしていきたいというふうなスケジュールになろうと思えます。

○（市街地）竹田主幹

次に、TMOの具体的な検討の中身という部分でございます。

委員のお話しありましたように、今年度、会議所の方で、会議所がTMOを担っていこうということで、そのための構想づくりということで、市民の皆さんにいろいろご参加をいただいて、会議所の中にまちづくり研究会を設置いたしまして、現在7回ほど、いろいろなアイデアなり考え方なりを出していただきまして議論を重ねております。

その中で、大きく言うと夢のような話から具体的な話までたくさん出ているんですけれども、今、TMO構想というのは実は具体的な実施計画に近いものということで、いつ、誰が、何を、どういった方法でやるのかということまで詰めていこうという議論をまさにワーキンググループの中でさせていただいております。

そういった中では、具体的に語れる部分といいたしましょうか、そういう部分と、まだまだもう少し議論が要るなという部分がありますので、全面的にちょっとお話しできる部分は少ないんですけれども、一番最初の報告にも申し上げましたように、今、都通り商店街が中央通の区画整理事業に合わせて、中央通の区画整理事業の中でも、アーケードを一部撤去する必要があるとございます。それに合わせて、単に区画整理事業の範囲内の中での改良ではなくて、アーケード全体をもう一度、昭和41年にできたアーケードで非常に古いものですから、何とか今の状況に合うようなものにしたいということで、商店街のアーケードのファサードの部分というか、出入りの部分もそうですし、それから、ちょうど中間部分にアーケードが切れている部分があるものですから、そこにドーム的なものを何とかできないだろうかということを考えている部分と、それから、照明も含めてもう少し明るい商店街づくりをしたいと。さらに、附属施設についても、いろいろなイベントができるような、フラッグを飾れるとか、そういったような仕組みも作ってきたいということで、これについては具体的には平成14年度に商店街としては今、実施したいということで動いてございます。

したがって、この事業に対しては経済産業省の方からも支援をいただこうというふうに考えてございますので、これについては今のTMO構想の中にしっかり位置付けて、都通り商店街が今度、実施計画たるTMO計画とこのを作るものですから、会議所がそれに対する支援を行って、何とか14年度に事業実施、補助金の導入、そういったところを進めていきたいというふうに今考えているところでございます。

そのほかの部分でございますと、商店街でいけば、花園銀座商店街さんも、新聞にも載ってございましたけれども、駐車場の問題だとか、非常にあの地域、道路交通体系が余りよくない部分ですけれども、何とかお客様の駐車場などの整備をしたいということと、ロードヒーティングを敷設をしているんですけれども、非常に老朽化をしているという状況もあって、そのあたりの改良をしたい。それに合わせて商店街全体の見直しも行っていきたいというこ

とで、これも花園銀座商店街さんの方で今きちっと取り組んで、いろいろ研究会を開いて取り組んでいる状況でございますので、これもＴＭＯ構想の中にしっかり位置付けたいなというふうに思っております。

そのほか、ソフト的な事業でいくと、商店街の空き店舗対策というのが非常に重要な課題でして、これはいろいろな事業がその中に盛り込めると思いますが、商工会議所の方もその空き店舗対策には積極的に取り組んでいきたいということを今、表明しておりますので、その部分についてもＴＭＯ構想の中に取り入れていくことができるのではないかなというふうに思っております。

まだほかにアイデアはたくさんあるんですけれども、何とか具体的なものとして載せたいものですから、もう少しワーキンググループの中で検討して、今後具体的なものを盛り込んで、会議所の方がそれをＴＭＯ構想という形で市の方に提出してきますので、何とかその具体化に向けて我々も、市としても協力をしながら構想実現に向けていきたいというふうに思っております。

○都市環境デザイン課長

旧手宮線の関係でございますけれども、やはり旧手宮線の歴史性というものをどうやって今後伝承していくか、伝えていくか。この部分は市民並びに観光客、こういう方々にやはりどうやって伝えていけばいいのかという方法をまず一つ考えなければならぬだろうと。まだ一つの方に決まっていないう、そういう問題点もございますので、本格的な整備ができないという弱さはございますけれども、やはり最小限の整備をしていかなければならぬだろう。

その中でも、委員のご指摘のとおり、アンケート調査の中でも、地域住民はオープンスペースとしての問題点として、31%の方がやはりプライバシーを相当気にされているという部分がございますので、この辺の説明というのが十分されていかなければならぬだろう。

また、地域住民の方々も今、花を植えたりいろいろやっているスペースもございますので、個人個人にお貸しするということではできないでしょうけれども、町内会であるとかそういう中での部分で、あのスペースを生かしたいというお話があれば、またそういう部分でも市としてもタイアップしていくという方法も一つでないかなと。この辺は、地元においていく時期は大体4月ぐらいかなというふうに思っておりますけれども、土木部の作業を見極めながら、第2回定例会に向けての予算化というのを視野に入れておりますので、その前には地域住民の方々にまた意見を求めたり、ご協力いただくという、そういうことで進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

○齊藤（裕）委員

株式会社アール・アイの収支状況について

アール・アイ貸付金について、収入役にお運びをいただきました。この件は収入役就任以前が発端でして、稲北北部開発に対して小樽市は3億5,000万円の直貸しをします。この直貸しの根拠になった事業計画がよろしくない、平たく言えば間違っている、こういう指摘から始まったものであります。

いろいろな議論を経て、当時は公明、共産の皆さんも理解を示していただきまして、その内容の精査であるとか、市との関わり合いであるとか、そういうことを激しく議論させていただきました。しかし、結果的に議会意思としては貸し付けという方向になったわけです。そして、その貸し付けのもとになった事業計画の精度といいますか、それは去年、前期の決算書によって、やはり間違っていたんだということが証明されました。

そこで、私は議論の中で指摘をしましたけれども、一度議会意思として貸し付けてしまったものは、これはそこで終止符を打つべきであろうと、こういう考えなんです。

もっと言えば、私は今でもその当時のことはよろしくなかったと思っていますけれども、もう既に民間私企業に対して貸し付けを実行してしまったからには、やいのやいの言ってもしょうがないわけですから、より事業が成功するように、お互い議論していきながら導いていくというのが基本だと思うんですね。責任追及じゃなくて。

そこで、今回、アール・アイの資料が提出されましたけれども、これをちらりと拝見する限り、少し改善の方向と逆の、つまり余りよろしくない方向に針が振れているような不安があるんです。当初の事業計画よりも、ひょっとしたら、もうちょっとずれが生じているのかなと、こう思っているんです。

それで、まず収入役にお尋ねしたいのは、今までの金融機関でのご経験の中で、事業に貸し付けをしたけれども、事業の内容がどうもずれが生じている、当初の計画書とは随分違ってきたなという話はよくあったと思うんです。ある意味での危機管理の問題です、貸し手としての危機管理の問題です。

私は、やいのやいの民間私企業の話を通じて行政が介入して、角をためて何とやらになる危険性もありますから、疑念を感じたときに、まず話し合いをして事実を掌握することが先だろうと、こう思うんですよ。しかし、その点に関して、収入役のご経験の中で危機管理をどうしたらいいのか、ご意見があれば、まず伺いたいと思います。

○収入役

ただいま斉藤委員からのお話で、当初の事業計画を私、全く見ておりません。それから、今日、特別委員会への出席を求められましたということは聞きましたけれども、どういう質問を私にということも実は聞いておりません。収入役に対する質問なのか。きっと収入役に対する質問ではないだろうというふうには思ってきましたけれども、それで、危機管理という問題でございますので、一つは、やはり事業の計画の中身が当初の事業計画とどういうふうに相違してきているのか、合っているのか合っていないのか、そこが大きな問題だろうというふうに思います。

それからもう一つは、当初予想していなかった環境の変化といいましょうか、これもまさにあると思います。金利が上がっていったとか下がっていったとかいろいろなことがありますので、そういったことを細かくチェックするということが大事だろうというふうに私は思っております。

それで、本件のあらゆる問題について、私、実は前期と、5期と6期の、これは頂戴いたしました。これを見させていただきました。それで、計画というのは恐らく当初の計画だろうというふうに思います。それから、実績というのは当然当初の計画に対する現在のことでしょうから、このずれのあるところ、ここについて、これは私なりに判断をさせていただきますと、一つは、この会社のポイントは、いかに賃貸料がきちっと入ってくるかどうか、これだけです。これだけが当初の、それ以上のことをやっているわけじゃありませんから。ですから、先ほど説明がありましたように、計画と実績の収入の違いは面積の減がありますということをおっしゃっていました。それはそれでいいと思います。それから、駐車場収入がちょっと違いますというふうに言っていました。これはちょっと時期がフルではないという問題もありましたので、これもそれはそれでよろしいのかなというふうに思います。

問題は、テナント料が、今ここですと、大きく言うと2社だと思いますけれども、一つ撤退するととんでもないことになるわけです。この二つが少なくとも計画の期間内にきちっと家賃を払ってもらえるような、このところをチェックすることが大事だろうというふうに思います。

○斉藤（裕）委員

具体的に今度は原課に聞いていきますけれども、そのとおりなんですね。事業としては単純なものです。

それで、一等最初の家賃収入の面積というのが当初よりも下がったと。これ一項目ずつやっていますけれども、家賃収入の面積は売り面積が小さくなっていったわけです。これは家賃収入の家賃の値上げ以外に、もとの事業計画に戻す手だてではない、こう思うんです。だから、これは非常に重要なことだと思うんです。それに違いはないか。

恐らく推測するに家賃の本当の売り面積が物理的に測り間違っただけで小さくなっていたのか。それとも、売り面積が共用スペースと占有スペースの割合で議論があって、そして、いや、こんなところを占有面積と言われたって困る

よといって小さくなったものなのか。これどちらなんですか。物理的に、測ってみたら少なかったというのか。

○（市街地）竹田主幹

大変申し訳ないんですが、その面積の減の原因といいましょうか、その部分ちょっと私、把握をしていませんので、後ほど担当の者にまた聞いてお答えをする形になろうかと思います。

その前の部分の、面積が減ったことによる家賃収入の減というのは、まさに値上げといいましょうか、そういう家賃改定がない限りこれは埋められないというのは、まさにそのとおりでございまして、なかなかこれは相手があることでございますので、これは今後アール・アイの部分では当然課題にはなってくるところだと思いますけれども、現状の中では200万円ぐらいでしょうか、300万円ぐらいでしょうか、減になっているということは事実でございまして、このあたりは大きな課題というふうには整理できると思います。

○斉藤（裕）委員

それで、私たちには、アール・アイとテナントさんの間のどんな約束事で賃貸契約を結ばれたというのは、市にまだ示されていないんですね。まだというより、示されていないんです。どういう、こと細かな条件といいますかね。それで、当初示された事業計画を見ると、確かに値上げをしながら25年間やられるということが書いてあります。それは数字で書いてあります。

しかし、ちょっと深刻になっていただきたいのは、この307万5,000円というのは、当初の、3年か5年で1回ずつ値上げをするんですけれども、その値上げをもっても埋められない金額なんですね。そうですね。これは、そもそもの計画というのは、3年か4年ごとに2%ぐらいの値上げをしますよと。これでいろいろな、収入についていろいろ取り巻く環境に弾力性を持たせるといことなんですよ。ところが、もう既にこれは3.数%、4%近い値上げをしなければ収支とんとんにならないという。これは後ほどでもいいですから、きちんと話し合ってもらわないとならない。ずっと家賃収入が惨としているんだったら、どうにもならんでしょう。

それと、駐車場収入なんですけれども、駐車場収入の稼働の問題というのは、これはこういう結果になって当たり前の話でして、年間100%稼働の駐車場を見ていたわけですから、それはマイナスになって当たり前の話なんです。そして、今回の決算も見ると、5割ぐらいの稼働。しかし、これ12年6月からですから、今、現状はどうなっていますか。ただ、5割稼働で1年間終わりましたと、それだけの話じゃないと思うんですね。いろいろ現場でやられていると思うんです。どのぐらい稼働されていますか。

○（市街地）竹田主幹

まず、前段階の家賃収入という部分でございすけれども、我々も非常に重大には受け止めているところでございます。シミュレーション上は3年ごと2%の値上げといいましょうか、そういったことでシミュレーションを作っておりますけれども、現状そんな、全体的な経済状況を見れば、なかなか厳しい状況もあるわけです。ですから、今後とも収入・支出のトータルとしてのバランスも考慮に入れながら、当然収入増を目指すという部分では、テナントであるフードセンター、ブックセンターとの協議といったことも必要になってくるというふうに思っておりますので、今後はそのあたりアール・アイとも十分に話し合いながら、いろいろとご相談をしていきたいなというふうに思っております。

もう一つ、駐車場収入でございすけれども、今期、非常に計画よりも少なかったという部分においては、当初の計画においては、日動のマンションの入居者が駐車場を借りるということで、日動からの申し出があって、その分を確保してくれということで、シミュレーション上、我々は42台、100%ということで計上したわけなんですけれども、その分、言うなれば稼働すればということでシミュレーションしたところでございす。ただ、現実にはマンションの入居者の借り手が若干少なかったということで、稼働については100%いかないというのは事実でございす。

ただ、現状でございすけれども、この冬の期間においては、今100%稼働状態にはなっているところでござい

ます。

○ 齊藤（裕） 委員

実は、さっき打ち合わせしたときに、今 100%ですと言われたから、えっと言ったんですね。駐車場 100%で、えっ。だけれども、冬場は 100になって、夏場は下がるということですよね。それは努力するしかないんですけれども、仮に年間85%まで改善されたところで 100万円の収支の向上は見込めませんから。7～80万円でしょう。だから、それも考えなければならない事項です。

それで、教えてほしいんですけれども、売り面積が下がっているのに一般管理費が上がる、二百数十万円上がっているんですけれども、これはどういうことなんですか。

○（市街地）竹田主幹

一般管理費については、人件費、それから、いろいろな諸経費ということで計上させていただいていた部分でございます。

今回、201万 9,000円ほど上がったという部分でございますけれども、我々もアール・アイともこの要因については確認をしたところでございます。それによりますと、当初アール・アイ、フードセンター、ブックセンターとの話し合いの中で発生をしないと思っていた共益費の部分、これが両者との話し合いの中でアール・アイの負担という形で整理をされた部分というふうに聞いておりまして、この増加要因については共益費の部分ということでお聞きをしております。

○ 齊藤（裕） 委員

その辺、ちょっと詳しく教えてください。自分で払わないと思っていたやつが払えという話になったわけですから、分かり易く。

○（市街地）竹田主幹

アール・アイが取得しております地下部分の店舗、それから1階部分の店舗、それから駐車場の部分があるんですけれども、その共有部分といいたいまいしょうか、その部分の共益費の負担なんですね。当初は、それはテナントであるフードセンター、ブックセンターが負担をするということでお話はついていたというふうに我々ちょっと聞いていたんですけれども、最終的にその両者とアール・アイとの話し合いの中で、その部分の一部についてはアール・アイの負担をお願いしますと。そういうことで最終的な話し合いになったということで、その部分がシミュレーション上では計上していなかった部分なんですけれども、それが現実として発生をしたと、こういうふうに聞いてございます。

○ 齊藤（裕） 委員

話が煮詰まっていなかったということでしょうね、それは。

もう一つ教えてください。租税公課の部分なんですけれども、604万 6,000円、租税公課が下がっているんですよ。しかし、皆さんの試算の中で一番大きく狂っていたのは、建物の評価額の算定の方法が違っていただけです。ですから、不動産取得税は上がっているはずなんですよ。去年上がりましたよね。不動産取得税が上がっているのに、租税公課、この欄に入っているのは固定資産税と都市計画税です。それが下がっている形になっているんですけれども、それはなぜですか。

○（市街地）竹田主幹

租税公課の計画欄では 1,155万円を計上させていただいております。これはシミュレーションということで、この6期の部分で発生をするであろうということで、期間を7月から6月までということで一括ドカンと計上したわけなんですけれども、実際にはアール・アイが建物を取得したのが、平成11年3月に取得しておりますけれども、固・都税の課税対象となるのは 12年1月1日を基準日としますので、実際の平成11年7月から12年6月までの支払期日にしたのは、その部分の一部でございます。

そういったことで、下がったというよりも、期日が到来していないものは、まだ払っていないということになるわけですから、結果としてマイナス600万円にはなってございますけれども、固・都税自体としては、シミュレーションよりは当然取得経費が上がっておりますので、固・都税についても上がるだろうというふうには今思っております。

○斉藤（裕） 委員

そうしますと、タイムラグと。税金に関してはタイムラグで、固・都税、この2本の税金が下がった。だけれども、それはタイムラグだよ。そして、取得経費、これも税ですね。これは上がった。でも、これもタイムラグだと。

そうしたら、税金については、本来の数値というのは、目論見違いで上がった分だけが追加の出費ということになるわけでしょう。経営に負担を生じる金額になるわけですよ。それは幾らぐらいだと思われますか。

○（市街地）竹田主幹

固・都税の部分で申し上げますと。

○斉藤（裕） 委員

両方でいいです。

○（市街地）竹田主幹

両方で大体、年間でいくと1,500万円前後になるんだろうというふうには今聞いてございます。

○斉藤（裕） 委員

そうしますと、当初の目論見が1,150万円なわけだから、ここでまた300万円ぐらいプラスになるわけですね。

そして、取得税やなんかは1回であれですから。こうやって考えていくと、賃貸収入の300万円はなかなかこれ圧縮できませんよと。そして、駐車場収入の方だって、これもなかなか、本当に100になんてならないわけですから、収入減になるわけです。そして、税金の上積み分というのが350万円ぐらいですか。こういつて挙げていくと、もろもろ挙げていくと、支払利息ちょっと分かりませんが、それと一般管理費の部分。詳しい数字やなんかいただいていませんから、今の議論の中で指を折っていくと、1,000万円ぐらいの単年度赤になるわけですね。

単年度赤だから、では、今すぐおかしいんじゃないかという乱暴なことは言いません。資産もあるし、収入も明確なんだから。だけれど、これは放置していけば、今までの議論の中で、25年間の収支のうち、25期あたりは帳面合って銭足らずの状態が生じるでしょうと言っているわけですね。ところが、それにも増して年間1,000万円の赤を。現金フローですから、これね。キャッシュフローの赤が生じるということになると、25期よりも以前に支払いが滞るということになるわけです。そういうことが心配されるんですよね。

これは放置すればするほど累損が大きくなるわけですから、これは貸し手側として先方にどういうお考えなのか。もう貸してしまったんだから。貸す前のことだったら言いますよ。言いませんでしたかね。やめれ、やめれと言いましたよね。だけれども、貸してしまったら、しょうがない。それは、なるべく当初の小樽市とアール・アイ側と目指していたものが一つだったわけですから、その目的に向かってなるべく努力して修正する必要があるんじゃないですか、現実的な選択として。この辺はいかがですか。

○（市街地）竹田主幹

我々が持っている問題意識と委員が今おっしゃった問題意識とは、そんなに隔たりはないだろうというふうに思っています。確かに、こういった形で実際に賃貸事業を始めて2期目になるわけですが、当初の見込みとは若干違う部分も出てきておりますし、それから、将来的な部分でももう少し見極めをきちっとしていかなければならないという問題意識を持っています。

収入の面においても、なかなか賃貸料収入で上げるというのは難しい部分ではありますけれども、その部分の議論。さらに、支出等々においても、一般管理費でももう少し削減できる余地はないのかどうかといったような部分。それから、その他収入でも若干上げているんですけれども、若干貸せる面積がありますので、そのもう少し稼働

を高める努力だとか、そういったような非常に細かい議論にはなるわけですが、そういったものを積み重ねていながら、何とか当初のシミュレーション、非常に25期が厳しいというお話があったんですけれども、その25期の厳しさを何とか跳ね返すような形で経営努力をしていただかなければならないというふうに今思っております。

当然ながら、我々、貸し手としての責任というのも当然あるわけですから、今後とも、これから7期においては一定程度の収入・支出の部分は見極めることができるだろうと。今後の部分を含めて見極めることができるだろうと今思っておりますので、7期の状況等々を見ながら、今後何がまたアール・アイとして必要なのかといった部分、これについてはきちっとやはり議論していく、我々としても議論していくというつもりでございます。

○斉藤（裕） 委員

収入役、こういういきさつなんです。私の指摘したいことも、そこなんです。指摘というよりも、心配していることは、そこなんです。

それで、原課の方は7期の数字をもう一回見たいんだと。実績を2カ年見たいんだということなんです。ただ、私はここで意見が違うんです。あくまでも民間企業が努力している最中ですから、余りつべこべ、つべこべ口出しもできないと思う。例えば、小樽市が延滞もされていないところに乗り込んで、あんた大丈夫かと、あんた家賃値上げしたらどうなんだと。これもなかなか実務的には難しいですよ。では、今何をするかということ、一番冒頭で話しましたけれども、やはり事実を分析することだと思うんですよ。そして、今回アール・アイ側から示された数字だけでも結構だから、こんなもの一回、数字を当初の事業計画に当てはめて、作り直すことなんて、1日や2日あればできるわけですよ。簡単にできることですよ。

実態は、例えば家賃収入で面積が下がった分というのは、回復は事実上無理ですよ。そして、マイナス307万円というのをずっと載せるよりも、実態の307万円を落とした数字を載せて、そして見守るしかない。貸し付けて、そんなものだと思うんです。一回貸してしまったら、貸す前までは議論を大いにやってもいいけれども、してしまったら、それは限界がある。僕は、少なくともそれは相手のアール・アイ側に煩わしい思いをさせるわけでもない。もらったものを入れてみればいい。これは最低限必要だろうと。今すぐでも必要だろうと。

幸いにも今、原課の担当の主幹は非常に明るいですよ。ですから、対策室の能力を使えば、そんな煩わしいことをしなくたって、パパパッといける程度なものですから、そこは重要なことだと。

もう時間ですから、まとめに収入役の何かスパッと、そうだという言葉を聞いて終わりたいと思うんですけれども。

○収入役

今、6期のやつだけを見て、お話しさせていただきます。

特に支出関係の項目なんですけれども、これを見ると、まだきちっと固まっていないというのが私の本音です。例えば租税公課は、斉藤委員おっしゃるように600万円のずれがあるわけですが、これは少ないからいいということじゃないんです。どこかでまた増えていくだろうというふうに思うわけです。ですから、それらがきちっと安定できるのはいつなのかということがまず一つ見極めることだと思います。

それからもう一つ、ここにある取得諸経費、これは当初でいうと5期で見ていたのが、5期ではなくて6期だったということで。ですから、そういうことを考えると、極めてちょっと不安定なのかなというふうに思います。経営としてある程度安定するまでに、この6期までではなっていないわけです、正直なところ。

それからもう一つは、6期では収入の方で言うと、斉藤委員おっしゃるように、6期までで賃貸料、これはもう固まっているだろうと思います。これが10先も20先もあって、一つふえたとか減ったとかと、そういうことじゃありませんから。先ほど言いましたように二つですから、この二つがどうやってきちっと経営を続けていただいて、家賃をしっかり決められたとおり入れてくれるかと、これだけです。そういう意味ではリスクが大きいんですよ。1社もし撤退して空けたら、とんでもないことになるんです、これは。ですから、先ほど危機管理の、リスク

管理のところでお話ししたように、この2社がきちっと継続して商売をしていただいて、そして約束どおり家賃を入れていただくということが大事だと思います。

それで、ご質問の趣旨に入りますけれども、6期で大体これで固まったんじゃないのかなと。そうすると、7期のときは、ある程度当初計画とは多少の違いあったとしても、いい悪い別にして、ある程度それでいけるのであれば、もう一回おっしゃるように私は計画を作り直すべきだというふうに思います。

それから、家賃については、そう簡単に収入が少ないから上げるなんていうことにはならないと思いますので、これも約束どおりですから、そうすると、支出の方でどうやって落としていくかということが問題だと思います。

ただ、これだけ見させてもらって、全体の計画見ていませんから分かりませんが、一つは、減価償却は少しずつ落ちてくるだろうというふうに思います。どういう方法でやっているかは別にしましても、一般論で言うと減価償却は落ちていきますから、これは支出は少し圧縮というか、少な目にいけるのかな。

問題は、金利はどうなっているのか。支払利息は固定になっているのか変動になっているのか。変動になっているとすれば、これから先、金利が上がっていったら、支払いはちょっと増えていくと思いますし、固定でしたらある程度、元金が落ちていった分、落ちていくのかなと。ただし、住宅金融公庫は恐らく元利均等じゃないかなと思いますから、これは利息の問題は別にしても、その支払いという部分からいうと、これは一定なのかなというふうにいると思います。

それで、大体これで6期で恐らく、いろいろな変動を見たところ、これで大体収まって、あとは定期的にいうか、固定されていくのではないかと思いますので、そういう意味からいうと、僕は7期を見ていてもいいですし、7期の時点で、7期といたって、もうほとんどないわけですから。あと6月になったら、6月までに7期終わって、今度8期になっていきますから、まさにこの7期の6月の決算を見て、8期はおっしゃるように僕はもう一回見直しをして、そして収支のバランスをきちっとして、先ほど言った管理費のところも無駄がないのか、無理がないのか、こんなことを見て計画を作り直すべきなのかなというふうに率直に思います。

○ 齊藤（裕） 委員

終わります。

○ 委員長

市民クラブの質疑を終結し、自民党に移します。

○ 大竹委員

中央通街路事業の整備内容について

まず、中央通についてお伺いしたいと思います。

これは前にいただきました図面からいきますと、1ブロックから4ブロックまで、これが13年度5月着工ということでございますけれども、それに関しまして13年度のブロック別の工事スケジュール、これは引き屋とか何とかがありますので、それと、完了区間とのデザインの整合性はどのように考えて、今なっているのかをちょっとお聞かせください。

○（市街地）堤主幹

まず、13年度の工事のスケジュールについてでございますが、今、委員ご指摘のとおり、東通線まで13年度は工事をやる予定になってございまして、工事をどのようにやっていくかということ、まさしく今、土現と詰めてございます。ただ、土現の言い方としては、今、余市付きの経済新聞社の引き屋をやっているということで、札幌付きから工事をやった方がいいだろうというふうになってございます。

それで、今、9メートル家がセットバックしてございまして、歩道の端部から9メートル下がってございまして、まず歩道部に今、地下埋関係が入るという予定になってございまして、そういった工事を先行してやろうと

いうふうになってございます。これは上下水道、ガス、それから雨水渠も入りますし、当然そういった電線類の地中化の関係も入ってくるわけですが、そういうことで札幌付きを終わった段階で今度は反対の余市側、余市付きになるわけですので、当然引き屋が今現在では9月初めには道路予定地から後ろに下がるものですから、9月段階からは余市付きの方の関係の工事ができていけるのかなというスケジュールになってございます。

それから、完了区間との整合性の問題ですが、一つは、歩道照明のデザインについては、あれを踏襲していこうというふうに思っておりますし、それから、縁石だとか舗装材、材料の素材ですけれども、そういった自然石を使っていきたいというふうに考えてございます。

それと、植樹升が今、少し高くなっている植樹升でございますが、そこには、上の方については同じ形のデザインを考えてございますが、上の方に行ったときには、今回新しい工事区間では、そこにベンチを設置していこうというふうに考えているところでございます。

○大竹委員

分かりました。

そういうことで、縁石関係あるいは張り石、前ピンコロやっていたけれども、その辺も変えるようなことも聞いています。その辺は、冬使ってみて使いやすい、かつまた安全であるということに留意した中でお願いしたいと思います。

先ほどの説明の中でロードヒーティングの、ここでもって何名かの方から質問が出ていますが、なかったのは、残りの5メートル幅の部分がありますね。ロードヒーティング以外の部分ですが、これはどういうふうな形で整備していこうという、その手法、あるいは舗装材料というのは同じか、その辺をちょっと。

○（市街地）堤主幹

まず、ちょっと断面的にお話ししますと、先ほどもお話ししたんですが、民地側から50センチ離して3メートル、ロードヒーティングしますので、残りは4.5メートルになってございます。それで、今の段階では道路管理者なり小樽市がイニシャルを持ってやるんですが、それ以上の残った分については、今のところはヒーティングを考えてございません。

ただ、地先の方々は、歩道を横断して車の出入りがあるものですから、今まさしく小樽市と地先の皆さんとの打ち合わせの中では、その残っている分については皆様の方で、つながりはしませんけれども、出入りの問題があるので、そこについては何とかヒーティングをやりたいということをお願いしているところであります。ですから、残り4.5メートルの車の出入り分だけはヒーティングはやっていただく。これは要望で、強制ではございませんけれども、やっている話という。

それと、当然残りの舗装材ですが、これはまさしく同じ、自然石を用いて、8メートル全部自然石を敷こうと思っておりますので、そういった部分で残りも自然石になっております。

○市街地活性化対策室長

補足をしますけれども、今、答弁しましたように、4.5の部分において長くロードヒーティングするのではなくて、民間の地先の方が出入りのために地元の負担でつけた場合は除雪が要らないロードヒーティングになるよと。ところが、残りの部分はロードヒーティングにしないので、交通安全上支障になった段階においては土現が排雪するという形にはなります。ですから、しょっちゅう排雪をするんじゃなくて、4.5メートル残った部分が雪山になるわけです。その部分を排雪すると。

○大竹委員

今の話聞くと、これ今いろいろやりながらであるんだけど、道の管轄は、造りますね。その後、いつまでも道の管理じゃなくて、市に移管されるんじゃないんですか。

○（市街地）堤主幹

これは道道でございますので、道でやった施設については道が管理をしていくと。未来永劫、道が管理します。

○大竹委員

分かりました。

そうしますと、今の話ですと十分、山になる部分が歩道の中に出てくるという話ですね。それをそのまま排雪してもらおうとすると、せっかく広く造りました歩道が利用できないような形になるんじゃないですか。

○（市街地）堤主幹

確かに8メートルの歩道でございますけれども、冬期間はそういうことで、通常であれば、今度ロードヒーティングがなければ全体に雪がのっかる形になるわけですが、そういった安全で快適な歩道空間ということで、今回、うちが要望した中で北海道がそれにやってくれるということの中でロードヒーティングができたということで、空間的には当然歩きやすい空間が冬期間ですけれども確保される。ただ、残りの部分が雪の山になっているということは、これは当然土現の方にも排雪の回数をもう少し頻度を上げてほしいとか、そうした部分の要望は当然していかなければならないと思っておりますが、通常であればその部分は歩道が雪の山になろう、こういうふうには思っております。

○大竹委員

もっとも、冬も人を大事にする歩道だとしますと、隣の店からこっちの店へ行くときには、前まで出てきて回っていかないと隣の店へ行けないということに、極端に言いますとなるんじゃないかなということがあります。

それとあと、車道の方の縦断勾配、これは最高の縦断勾配は何％になりますか。

○（市街地）堤主幹

委員ご存じだと思うんですが、手宮線の取り付けのところが、あれが急勾配で今現在すりついてございます。それで、手宮線を今下げるんですが、手宮線から海側の部分の勾配が5％ちょっとぐらいですりつく形になってございます。それが一番最大の縦断勾配なのかなと。

○大竹委員

そういうふうにしても、今回のようにしばれたような状況になりますと、5％というのも結構、直線ですから、交通安全のものを考えますと、いろいろな面でまた出てくるのかな、問題点は。そういうようなことも考えながら、これからもう少し練り上げた中というから、もし改善されるようなことがあるのであれば、さっきの歩道のことも含めてそういうことも考えていただければ、やはり小樽の顔としての道路が、街路ができていくんじゃないかなと思いますので、その辺また検討していただけたらいいかなと思います。

旧手宮線跡地の用地取得について

それとあと、今度は手宮線のことにちょっと触れてまいりたいと思います。

活かそう手宮線連合会が発足したのは昭和61年でございまして、それから活動も余り最近はしなくなりましたけれども、最近ほとんど動いていません。でも、いまだに事務局長はっております。そういう中で、旧手宮線活用会議、これは助役が座長となって2回開かれております。これにもとりあえず参画させてもらって、その中の6人の、官民3人ずつのワーキンググループのメンバーとして、取り敢えず関わらせてもらいました。

そのようなことの中で、このたび市長の決断ということだと思いますが、用地を取得して、あれをオープンスペースという形の中で活かしていく、活用していく。長い年月かかりましたけれども、これ第一歩として高く評価したいものだ、そのように思っています。

そこで、当初より懸案でありました中央通との関係についてお伺いいたします。

お聞きするところによりますと、現状より80センチ下がるという構造になると聞いております。そういうことであります、札幌側と手宮側の横断と縦断の構造の問題ですね、どのように考えているのか。それと、デザインのどのようように考えて、それを街路と手宮線という形の中で一体化されたもののデザインということもあると思いま

す。そういうふうな中でどういうふうに考えられているのか、お聞きしたいと思います。

○（市街地）堤主幹

今、委員ご指摘のとおり、手宮線につきましては、79センチなんですが、センターで下がる形になってございます。当然、両サイドの手宮線のところへ行きますと、通常であれば、そのまま切っていくと、のりになる状況でございます。

それで今、札幌付きの方につきましては、どういうふう整備をしていったらいいかということで、まさしく今、デザイン課を中心に、うちの活対室と土木部が入りまして、そののり面のグレード、デザインをどうしていくかということについて協議中でございます。近々、土木の方の整備も出てくるのであれば、そういった部分の内容についても当然打ち合わせをせざるを得ない。

ただ、JRとの絡みもあるものですから、反対側、余市付きについてはJRさんの用地になってございますので、そういった部分も当然JRとも協議をして、どういった形で治めるかということも踏まえて打ち合わせをしていきたいということで、今現在ではまだどういうふうにするかは決まってございません。

○大竹委員

そういうようなことで、これから決めるのであれば、その辺、デザインのいろいろ考えた中で小樽らしさ、また手宮線らしさということを出すように努力していただいて、いいものを造っていただきたいと、そのように思っています。

先ほどいろいろ話した中で、手宮線の利用の仕方について、プライバシーの問題ということがありましたし、前のアンケート調査の中でかなりそれがあったということも認識しております。そうした中で、確かに今、裏通りを通るからということで、裏だからということはあるかもしれませんが、これから今、土木の方でプランニングを練っていくということがありますので、これが裏じゃなくて表通りだというように思わせるようなデザインなり構造を考えることによって、その辺が変わってくるのではないかな。

と申しますのは、公園法でいきますと、当然全部柵がつくことになります。道路にしたところで、その辺が出入りの問題は確かにあると思う、道路構造の問題からいきましても、それがオープンという形の中で、どこでも入り込めるといふ、あるいは出入りができるとしますと、あの通り自体が表になるということの可能性は出てくると思うんです。ですから、そのような使いやすさによって、地先の人がそれによって時には商いをすることもあるでしょうし、時には自分の家の方向を変えることもあると思うんです。ですから、そのように遮へいするんじゃなくて、表に向いてもらおうという方が、あの道を生かすことになるんじゃないかと私は常に思っております。そういう話もずっとしてきております。ですから、そのようなデザインに向けて、単なる今、裏だからという話じゃなくて、それを表として使えるようなデザインをするのも一つの方法だと思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

○都市環境デザイン課長

確かに誘導、そういう方法はあろうかなというふうに思います。

今回、手宮線の活用の第一歩として540メートル、暫定的な形で案を作りながら地域住民の方々のご意見も伺うという、そういう段階によろしく入った。その中で今、委員がおっしゃったような逆な発想といいますか、逆にまたこれをそういう形で活用するという民間も含めた大きな動きの中では、やはり市の方としても、それに対応した考え方を持っていなければならないだろうと。今、一気にそういう形に進めていくということにはなかなかないかなというふうに思いますけれども、今後のまちづくりの上では、そういう考え方も念頭に入れて進めなければならないというふうに思っております。

○大竹委員

本当に短期間でもってできることではないと思います。それが有効であれば、民間活力という形の中で、民間が投資した中でもってその面を整備するということにもなり得ることだと思いますから、これからの中でその辺を知

恵を出していただきたいなと思います。

ＴＭＯに対する取り組み状況について

次に、最後のところでＴＭＯについてちょっと触れていきたいと思います。

これまで7回の研究会で議論されてきたということですが、ワーキングなども立ち上がったということで、先ほどの説明からいきますと、8月に市の方に提案されるという説明がございました。まちづくり研究会に対して、そこで言うんですが、まちづくり研究会、これが立ち上がりましたね。それに対しまして、市の方から諮問的な課題という形で、これに対して説明ということをしているのかどうか。その辺の取り組みについてはどうなのか、お知らせください。

○（市街地）竹田主幹

ＴＭＯ、今、会議所でやっておりますまちづくり研究会でございますけれども、これは民間サイドといいましょうか、まちづくりの方だとか、商業者の方だとか、そういった方20名ぐらいのスタッフで今、議論をしているところでございます。この中には当然、市の方からも委員として入ってございますけれども、市の方からこういう方向ですべきだという話は、これはしてございません。ただ、ＴＭＯ構想自体が、うちでつくりました基本計画である街なか計画と整合性がとれたものということが大前提でございますので、ＴＭＯのまちづくり研究会を行った初期の段階といいましょうか、最初の段階では、きちっとうちの街なか活性化計画の説明、さらに、これから作るであろうＴＭＯ構想との関連という部分ではお話しをさせていただきました。

ただ、繰り返しになりますけれども、個々の事業メニューについて口を挟むといいましょうか、そういったことについては、これはしていないというところでございます。

○大竹委員

私は街なか計画を見させてもらいましたが、かなり漠然とした感じといいますか、大括りな形の基本計画だと思うんです。これは国の方に出して、そういうふうになったと思うんですが、実際の現場の街中を見ますと、あれからもう少し詰め込んだ現実的な話ということが当然出てくると思います。その今度考え方があると思うんです。基本計画はこうであるという判断をするのか、こういう判断もあるというようなこともするのか、その辺、フリーな感じでもっともう少し話し合いができる、あるいは取り込めるというような、そういう話もしていけないと、せっかく作られて会議所から上がりました。これもできません、あれもできませんとなってきますと、なぜこういうものを立ち上げたかということで、これは一生懸命やってくれる方の不満を残すことであれば、次にいろいろなことに協力してもらうに当たっていろいろあると思いますので、その辺も注意しながらやっていかなければならないと思うんです。そういうことに注意してやっていただきたいと思います。

これでもうあと最後の質問になりますけれども、道内でＴＭＯの事業に採択された、これで採択されまして、国費が投入されている市と町というのがあると思います。これが私、実際、最終的に採択されたかどうかは分かりませんが、四つあったようにも覚えています。帯広、大樹、それと旭川でしたか。函館、滝川、大樹、留辺蘂ですね、そういうようなことの中で今うちがやっています。向こうが進んでいる部分もあると思いますから、その辺の整合性というか、実際進んでいるのはどうなのかという見方をした中で、そういうことがありましたら、時期的なものも含めて、このようにやっていますよということがありましたら教えていただきたいし、これからどこに活かしていくのかを教えていただいて、質問を終えたいと思います。

○（市街地）竹田主幹

道内のＴＭＯの取り組みも、今、委員おっしゃったように、いろいろな地域で一生懸命やっているんだろうというふうに思っています。ただ、ほかの地域の事業の進捗と小樽市の部分と直接、支障になるということは全くないというふうには思っております。

ただ、今、ＴＭＯ構想が立ち上がってきて、そして個々の事業が今、立ち上がってくるということになりますと、

当然ながら国の補助事業の導入ということが大前提に出てくるわけです。その中で、道等々の指導の中でもＴＭＯ構想自体を、道の予算も限られているという部分もあって、きちっとしたものを作れということを言われております。そういった中では、ほかの都市がどんなことをやって、いつやるのかということも、実際の補助金導入という部分では、やはり若干は関連出てくるかなというふうに思っておりますので、現段階の中でほかの都市が、例えば旭川がどういったことをやっているのかということころまでは、まだ把握をしていないんですけれども、今後そのあたりの情報もきちっと取りながら、補助金導入に向けていろいろとやっていきたいなというふうに思っております。

○大竹委員

今の関連ですけれども。

これは13年度の支援はどのように考えているのかなと。ＴＭＯのこれについては12年度で完全に終わってしまっ、次はないのかどうなのか。それが、まちづくりのこれからの中でどういうふうになっていくと考えているのか、その辺、最後にちょっと聞き忘れましたので。

○（市街地）竹田主幹

12年度は、この計画づくりに対しては、今年度ですね、会議所の方に100万円の助成をしながら計画づくりをやっていたという部分でございます。

13年度については、先ほどからご説明しているように、8月ぐらいに会議所から構想が出た段階できちっと議論をして、基本計画との整合性を調査した上で認定をしていこうということで考えてございます。

ＴＭＯ構想を作った次の段階で、初めていろいろなお金の部分が出てくるんですね。

先ほど申し上げましたけれども、今、都通り商店街等で考えているのが14年度の事業ということでございます。14年度の補助金導入に向けて道等との話し合いも今やっているわけですが、市の立場からいくと、これは経済部の担当にはなってくるかと思っておりますけれども、経済部のいろいろな商店街支援策、それを合わせて何とか一体となって支援をすると、そういったことを考えておりますので、具体的には平成14年度にいろいろな都通り等々の商店街振興に対する支援の部分は、そのＴＭＯとの関連では出てくるかなというふうに現在思っております。

○委員長

自民党の質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。